

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
・報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	

同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
・ 同意第 3 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
議案第 1 号～議案第 1 1 号の上程、説明、委員会付託	1 4
・ 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
・ 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について	
・ 議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 7 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 7 号）	
・ 議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・ 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・ 議案第 1 0 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）	
・ 議案第 1 1 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）	
一般質問	1 9
8 番 坂本 昇議員	2 0
3 番 畠山昌典議員	3 2
13 番 八重樫龍介議員	3 9
6 番 三田地久志議員	4 8
散 会 の 宣 告	6 1

第 2 号 (12月6日)

出席議員	6 3
欠席議員	6 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	6 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	6 4
議事日程	6 5
開議の宣告	6 7
議事日程の報告	6 7
一般質問	6 7
1 番 千葉泰彦議員	6 7
7 番 林崎寛次郎議員	8 5
4 番 畠山和英議員	9 3
散会の宣告	10 4

第 3 号 (12月10日)

出席議員	10 5
欠席議員	10 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	10 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	10 6
議事日程	10 7
開議の宣告	10 9
議事日程の報告	10 9
議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	10 9
・議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改	

正する条例について

- ・議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 7 号）
- ・議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）

閉 会 の 宣 告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3

署 名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 5

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 1 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 1 2 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 1 2 月 5 日 午 後 2 時 1 4 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 6 承認第 1 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 7 同意第 1 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 8 同意第 2 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 9 同意第 3 号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 0 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 13 議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 7 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 17 議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、合砂丈司さん、12番、三田地泰正さん、13番、八重樫龍介さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月2日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から12月10日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会令和6年10月定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について、報告第2号、同じく損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について報告を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年11月25日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町岩泉字太田2番地4地内において発生した車両破損事故に係る車両に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、17万6,924円。

2、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりとなっております。

次のページに参考資料といたしまして事故の概要をおつけしてございます。

続きまして、報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年11月29日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町岩泉字惣畑59番地5 岩泉町役場南側駐車場内において相手車両に損害を与えた事故について相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、5万1,084円。

2、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりとなっております。

次のページに参考資料といたしまして事故の概要をおつけしてございます。

以上2件のご報告となります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の

規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ972万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8,518万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和6年10月9日、岩泉町長、中居健一。

本補正予算につきましては、さきにご承認いただきました参議院岩手県選挙区選出議員の辞職に伴う選挙事務予算の後に、これも急遽でございましたが、令和6年10月9日の衆議院解散による第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に対応する各種経費の補正予算の措置が直ちに必要であったことから専決処分したものでございます。

なお、投開票日が衆参同日の令和6年10月27日執行のダブル選挙となったことから、同一経費の調整も行っております。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。8ページから9ページ上段となります。2款4項4目参議院議員補欠選挙費、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで合計1,121万7,000円を減額してございます。これは、選挙の同時執行に伴う予算の調整でございます。

次に、9ページ中段から10ページを御覧願います。5目衆議院議員総選挙・参議院議員補欠選挙費、1節報酬から17節備品購入費まで合計2,093万8,000円を追加しております。これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票に係る管理者及び立会人、選挙事務に従事する職員の人件費、ポスター掲示板設置等委託料など予算の追加と併せて参議院岩手選出議員補欠選挙に係る予算の調整を行っております。

次に、歳入でございますが、7ページにお戻り願います。7ページ、15款3項1目総

務費県委託金で874万3,000円を計上しており、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用の一部を県委託金で行うものでございます。

19款1項1目繰越金で97万8,000円を計上しており、財源の調整を行ってございます。

なお、新聞等で報道がありましたが、本選挙に際し、本年10月24日の大川基幹集落センター期日前投票所において、来場された1人の方に対しまして、衆議院議員小選挙区選出議員選挙の投票をする際に、参議院岩手県選出議員補欠選挙の投票用紙の誤交付がございました。当該選挙人の投函直後、誤交付が判明し、町選挙管理委員会の指示を受け、投票管理者から参議院岩手県選出議員補欠選挙の投票が無効になり、やり直しができないことを当該選挙人の方に説明した上で、改めて衆議院議員小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付し、投票をいただいております。

今回の事務処理ミスは、各支所の期日前投票がスタートしたばかりで、本来の事務従事者が昼の休憩に入る際の応援事務従事者が誤って交付したものでございました。この事務処理ミスを受けまして、再度全事務従事者に対して投開票事務マニュアルの熟知と投票所内での投票管理者、立会人の方を含めた事前の交付事務シミュレーションを行うことで複数人確認の徹底を行うよう注意喚起し、その後はミスなく投開票事務を終えたところでございます。この場をお借りし、岩泉町選挙管理委員会書記長を兼務しております私のほうからおわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

今回の事件を戒めとしまして、今後このような町民の皆様の信用を失う事務処理ミスがないよう迅速かつ正確な事務に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 9ページ、歳出の9ページで一般財源があります。参議院選挙、衆議院もそうですけれども、国の選挙でありますので、これについては国の経費でやるべきだろうと思いますが、ここに一般財源が出ております。まず、これについてご説明していただければなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議員ご指摘のとおり、本来であれば今回は国政選挙でございますので、国のほうから10分の10、本来委託金が来るところでございますけれども、実はこの9ページのところがございますが、17節備品購入で読取集計機の購入というものがございます。220万円。これが実は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というものの第4条にあるのですが、都道府県の選挙管理委員会のほうでこういった設備等は承認をして委託費を加算できるというふうになってございまして、県の見解が、この読取機が実際国政選挙でも使いますが、県知事、県議選、あとは町議選でも使うので、そこを案分してほしいというものになっておりまして、9分の5になっています。国政選挙が5件、衆議院、参議院の国政総選挙の比例が5件あります。あとは県知事、県議、そして町議選、町長選、合計で9件ありますので、そのうちの9分の5が国の分に当たるということで、9分の4は持ち出し分ということで一般財源から出ているような状況でございましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、松浦紀雄。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりとなっております。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町固定資産評価審査委員会委員松浦紀雄が令和7年1月18日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしてございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意

を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、佐々木俊英。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりとなっております。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会委員佐々木俊英が令和6年12月20日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしてございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、同意第3号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第3号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、金澤辰則。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりとなっております。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会委員石黒尚子が令和6年12月20日をもって任期満了となることに伴い、金澤辰則を新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしてございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから同意第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 地教行法で、この委員は保護者を含まなければならない、しなければならないということの定めがあったかと思えますけれども、そうしますとこの方は略歴書を見ますとPTA会長さん等もなさっておりますけれども、そうしますと保護者委員として保護者の中からという意味も含めての今回の提案でしょうか。それについて伺います。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

先ほど議員ご質問のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で委員の任命

に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい隔たりがないように、そしてさらに保護者である者を含まなければならないということから、今回の人選に当たってもこういう部分を考慮しながら、今回提案しております金澤さんも保護者でありますし、教育に関する意見を幅広くいただけるという視点から提案しているというものでございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） この中で、略歴の中に岩泉町社会教育委員とありまして、現在も社会教育委員を続けられております。そのときに、今日この同意を得られた場合、教育委員と社会教育委員の併任というのは可能なのかどうか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

今回教育委員としての任命をお願いしているわけですが、また別の社会教育委員、町民会館運営協議会委員、そしてB&G海洋センター運営委員という立場ですと、そちらの運営に係る業務に対してご意見等々いただくということで、ここは同一の方でも可能というふうに判断しております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから同意第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎議案第1号～議案第11号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例についてから日程第20、議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額等を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、これらの省令に基づく固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について。

岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。児童扶養手当施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行うものである。

続きまして、議案第6号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について。

ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。当該基金の目的に即した事業に充当するため、原資の取崩しができるよう、所要の改正をしようとするものである。

次に、議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,507万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億25万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第8号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,262万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,751万7,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,190万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億362万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）、第1条、令和6年度岩泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和6年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

第4号、主要な建設改良事業、水道施設費。（既決予定額）、1億3,442万円。（補正予定額）、マイナス6,468万円。（計）、6,974万円。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、（既決予定額）、3億8,606万6,000円。（補正予定額）、マイナス674万6,000円。（計）、3億7,932万円。

支出、第1款水道事業費用、4億2,952万7,000円、マイナス579万6,000円、4億2,373万1,000円。

（資本的収入及び支出）、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,992万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額634万7,000円及び引継金5,357万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,390万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額225万1,000円、繰越工事資金2,027万1,000円及び引継金3,138万3,000円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、（既決予定額）、2億3,812万8,000円、（補正予定額）、マイナス5,880万7,000円、（計）、

1億7,932万1,000円。

支出、第1款資本的支出、2億9,805万1,000円、マイナス6,482万5,000円、2億3,322万6,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業でございます。(既決予定額)、それぞれ3,520万円、910万円、2,550万円。(補正予定額)、それぞれマイナス2,270万円、マイナス830万円、マイナス1,420万円。(計)、それぞれ1,250万円、80万円、1,130万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

第1号、職員給与費。(既決予定額)、5,005万7,000円。(補正予定額)、マイナス164万4,000円。(計)、4,841万3,000円。

(他会計からの補助金)、第7条、予算第9条中「7,375万9,000円」を「7,174万1,000円」に改める。

令和6年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までの11件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎一般質問

○議長(菊地弘巳君) 日程第21、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

８番、坂本昇さん、どうぞ。

〔８番 坂本 昇君登壇〕

○８番（坂本 昇君） ８番、坂本昇でございます。通告に基づき、次の２点についてお伺いします。

令和６年も押し迫り、秋の収穫祭や歳末助け合いなど各地域の活動も活発化し、中居町長はじめ、職員の皆さんには、その積極的な対応に対し敬意を表するものであります。

質問の１点目ではありますが、「岩泉高校いわて留学事業」についてお伺いします。

町では、県立岩泉高等学校存続のため、入学者の確保対策として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本事業に取り組んでおります。

岩泉高校の存続は、町にとって重要課題の一つとして捉えているわけですが、現時点でのその取組状況と期待される効果についてお伺いします。

昭島市との記念交流事業時においても、巖岩教育長によるトップセールス、いわゆる友好都市昭島市からの留学生の受入れについて、要綱を配付するなど行動を起こしておりました。昭島市議会議員の方々からも、この取組が功を奏し、一人でも多くの子供たちが岩泉高校に留学するようになれば、交流の輪が広がり、両市町の振興にもつながるものとして期待する声が聞かれました。

先般行われました岩泉高校のＫＩＺＵＫＩプロジェクトの発表の場において、岩泉高校の岩渕校長先生からは、岩泉高校を志望して入学してきた生徒さん方の期待外れにならないように魅力ある高校づくりを進めているとのお話もいただきました。

また、町内中学校の校長先生からは、全国トップレベルの中野七頭舞の伝承や、現在中学校において県のトップレベルにある卓球競技や陸上部門など岩泉高校に進んでさらに実力を高めたいという子が多数いるとの明るい話題も聞こえてきております。

その礎になっているのが高校生と中学生との陸上競技交流、高校生と小学生とのジオラマ模型の共同制作などの交流を通じた連携であり、岩泉高校への親近感を深めているものと思います。

本年度予算の新規事業で説明のあった首都圏での宣伝・募集や専門員配置による志願者継続支援と併せ、現在の取組状況と期待される成果についてお伺いします。

次に、水道施設の老朽化対策についてお伺いします。

町の水道事業の業務状況、令和5年度決算ベースでございますが、水道普及率69.8%、総配水量に対する総有収水量を示す有収率は40.25%、約4割と非常に低い状況となっております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は55.69%、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況を大きく下回っているところであります。

その中でお伺いしたいのは、老朽施設の改善計画についてであります。法で定められた耐用年数を超える管路延長の割合が24.38%と全体管路の約4分の1となっております。更新率は、毎年全管路延長の2%以下で、更新が完了するには相当の年数がかかる計算になります。

本年正月に発生した能登半島地震においても、大きな問題となっていたのが給水問題であり、早期復旧には日頃の計画的整備が不可欠であることが示されております。

このことから、老朽水道管整備について、改善計画を立て年次的に取り組んでいく必要があると思いますが、その考えについてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水道施設の老朽化対策についてであります。老朽水道管整備などの建設改良事業は、「岩泉町水道事業投資財政計画」に基づき進めることとしておりますが、平成28年台風第10号豪雨災害以降は、災害復旧事業や県の河川改修事業に伴う配水管移設事業等を優先してきたところであり、老朽管の更新につきましては、これらの事業に関連するものを実施をしている状況にあります。

現在町の災害復旧事業は完了し、県の河川改修関連事業も令和7年度には完了が見込まれておりますので、国県道の改良事業に併せ水道施設の更新を順次進めてまいりたいと考えております。

国では、本年1月の能登半島地震をきっかけに、上下水道施設の耐震化を推進しておりますが、本町におきましては、本年8月の台風第5号により、二升石水道施設の松橋

水源、門水道施設の泉沢水源におきまして被害を受け、一部断水も発生をしたところであり、台風に対する対策が急務と捉えているところであります。

また、さきの令和4年度決算審査意見書におきましては、「災害発生時の飲料水確保と供給、早急な施設の復旧などの対策に万全を期されたい」とのご意見も賜っておりますことから、これから着実に対応してまいりたいと、このように考えております。

また一方、水道施設の更新を大規模かつ短期間に行う場合、現在の水道料金の負担水準では大変厳しい経営が想定をされるため、将来的には水道料金の引上げも検討せざるを得ない状況となりますことから、改修の規模も含め、慎重な検討が必要であると考えているところであります。

このことから、老朽水道管整備に係る改善計画につきましては、台風などの災害対策も含め、財源の確保と優先順位を見極めながら、今後着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、留学事業につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、巖岩教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 初めに、岩泉高校存続に向けた取組状況と期待される効果についてご答弁申し上げます。

本町では、これまで横軸と縦軸の活動を組み合わせ取り組んでおります。

まず、横軸の活動ですが、同校の存続は、持続可能なまちづくりの最重要課題の一つでありますことから、振興事業や通学費等の補助を継続実施しており、本年度は約4,600万円と県内でもトップクラスの手厚い支援を行っているところであります。

入学者の確保に向けた町の取組としましては、町内中学校のほか、宮古管内全中学校、さらに久慈管内一部中学校へも訪問し、同校の探究学習である「K I Z U K I プロジェクト」等の活動状況や進路の実績、町の手厚い支援内容の周知等、丁寧に説明をし、岩泉高校の魅力を発信しているところであります。

また、同校入学者が2年続けて41人を下回ったことから、2学級確保に向けた県教育委員会への要望を行い、令和7年度の2学級募集が決定いたしました。

次に、縦軸の活動ですが、議員のご提言にありましたように、小・中・高の伝統芸能

やスポーツの連携、高校生と岩泉小学校の子供たちとのジオラマ共同制作のほか、小・高連携の学校探検や陸上競技指導も行われております。

また、有芸小学校では、子供たちが実際に体験した町の農業や産業について発表を行い、それを高校生が「K I Z U K I プロジェクト」の視点からアドバイスを送るという授業も展開されております。

これら一連の活動から、高校生は小学生の指導を通して一回り大きく成長し、小学生は高校生に対しての憧れと尊敬の念をより一層強く抱くことができると感じております。

このように中・高連携のみならず、さらにもう一步踏み込んだ小・高連携をも充実させてくださっている岩泉高校の校長先生をはじめ、教職員の方々に感謝しております。

このような取組により、前年度町内中学校卒業生40人のうち同校への入学者は25人、率では62.5%と前年度の42.4%から大きく伸びており、またこれまで入学する生徒がいなかった町外中学校からの入学者も生じており、十分な効果が現れているものと捉えております。

さらに、岩泉高校全生徒116人のうち、町外の11の中学校から34人が学んでおり、生徒同士の多種多様な幅広い考え方による学校活動の活性化などに結びついているものと認識しております。

次に、いわて留学の現在の取組状況と期待される成果についてですが、これまで5回のオンライン説明会に参加し、学校活動の取組状況等について参加者に周知したほか、東京都内で開催された対面説明会に出席し、同校や町の魅力等、多岐にわたり情報発信したところです。

生徒の募集案内や生徒全般のフォローを行う専門員については、現在配置までは至っておりませんが、興味を持ち、オンライン説明会に参加した方がおりますので、先行実施校の取組事例も参考にしながら、当該専門員の確保に努めてまいりたいと考えております。

これまでの成果としましては、対面説明会に参加した中学2年生1人が7月に開催された同校体験入学会に参加しており、その動向が期待されますことから、今後とも継続して丁寧な情報提供を進めてまいります。

また、いわて留学事業での入学が実現すれば、継続した入学者が見込まれ、学校活動

のさらなる活性化とともに、その関係者を含めた新たな関係人口の増加も期待されますので、早期実現に向け、今後とも引き続き同校や関係機関との連携を密にし、取組を強化してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありませんか。どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。それでは、何点か質問順に、一般質問の順番に再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、岩泉高校への振興事業費、約4,600万円ということで県内でもトップクラスということでございますが、この件についての高校の反応というか、それから活用率というか、そういうふうなものはどういうふうに受け止めておられるかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 岩泉高校への支援ということで、本年度約4,600万円ほど。内訳としましては、振興事業ということで部活動の遠征費への一部支援であったり、進路選択に向けて外部講師を要請した謝金等、幅広く生徒の活動へ支援しておるというふうなものがまず1点。さらに、通学費ということで、こちら町内の路線バスを使う6キロ以上の生徒の方、そして田野畑地区からのスクールバスということで支援を行っているところであります。さらに、寮費支援ということで、こちら前年度13人の利用だったのですけれども、今年度は町外からの利用者也増えまして17人ということで、その利用率のほうも上がっておるというふうに考えております。

これら支援を行っておるわけですが、やはり高校さんとの直接の話であっても、生徒の岩泉高校内でのそういう活動に十分に浸透しており、手厚い支援に非常に役立っているということ、さらに通学費等におきましては、今町外からの中学生が入ってくる人数も増えておりますので、こういう部分でも手厚い補助に大変ありがたいという声をいただいております。やはりこういう継続した支援が今あるというのは、これまでの長い実績ありますけれども、町外からの入学者確保に結びついているものというふうに理解しております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。

そして、岩泉高校の魅力を発信しておられますということですが、たまたまホームページを見た場合に、西和賀高校、ここは1学級増というところで県内でもニュースになったわけですが、このホームページと岩泉高校でのホームページを見たときに、ちょっと発信の度合いがもう少し、魅力がある学校というのはそのとおりなので、工夫をしてホームページに掲載したほうがよろしいのではないかという感がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいま西和賀高校の事例も出ましたけれども、西和賀高校では新聞等でも報道されておりますとおり、今年度いわて留学が生徒が5名という入学者があったということで報道され、さらに1学級を上回る受験者がおって、来年度は2学級、1学級増になるというふうな報道もされておるところです。

今議員言われたホームページでの周知という部分については、高校さんとも協議しておるわけですが、我々も今年度からいわて留学に関しては初めて対応しておることから、参考にする部分は多いのかなというふうに思っておりますし、そのほかにも先ほど教育長答弁でもありましたとおり、宮古地区、久慈地区の学校訪問に行った中でも、K I Z U K Iプロジェクト等の実績、さらに進路実現、今もう岩泉高校も8割の方が大学、短大等へ進学しているということで、こういうきめ細かな支援体制の周知も行っております。我々も今現在やれる部分としてのところは行っておるつもりなのですけれども、今議員ご質問のとおり、やはり他校の事例で参考にできるもの、まだまだあると思っておりますので、この辺は高校さんとも他事例を参考にしながら、魅力あるPR、周知方法、十分検討していきたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） お願いします。

そこで、2年続けて41名を下回ったという岩泉高校ですが、よく継続で来年度も2学級の募集に要望を通らせていただいたというふうなことには敬意を表するわけですが、その効果的な要素というのは何かおありですか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） お答えいたします。

県教委に伺ったときに、きちんとした実績、これまでの。そして、岩泉高校が取り組んできたもの、そしてそれが効果的に現れているというものをきちんとした指標にしてお渡しし、そして何年かゆっくり伸びている部分がありますので、その可能性をお話しして未来につながっていくということでご理解いただいたと思っております。最後には県の教育委員会のほうからも、ぜひ来年度も頑張ってくださいという言葉はいただいております。そのときに町長も同席してございまして、一緒にお話をしてお話を理解をいただいております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） いずれ何年か前までは岩泉高校の統合というか、廃校というのまではないけれども、その傾向に若干苦慮したときもありましたので、この答弁書を見るととても明るい状況だなと思っております。

それで、郷土芸能の部分もありましたが、七頭舞はそのとおりで全国大会にも出ていますが、岩泉には七頭舞的に剣舞というか、大川の長田剣舞であり、救沢の念仏剣舞というか、七頭舞に競合するような、もしそれらも七頭舞を主体にしながら取り入れることによって、さらに演技の幅なり表現力が出てくるような気もするのですが、そういうお考えがないかどうか。ということは、それをやることによって岩泉に残った人たちが、地域に帰ったときに大川は大川で、小川の人は小川の人でと、また活動の原点になるのではないかなという観点からですが、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） お答えいたします。

岩泉高校の中野七頭舞には、あまり小本の地区の子供たちが入っていない。その訳は、もう七頭舞は結構やってきて、自分たちは済んでいる。それのところをいろんなことを高校でもお聞きして、そうしたらいろんなものをやってみたい。救沢念仏剣舞だったら自分たちも新たに取り入れたいとか、あと小川地区とか岩泉地区の子たちは中野七頭舞をやりたいということで来ていますが、ほかの子たちもいろんな活動を取り入れていきたいという要望がありますので、高校のほうでもすぐにはぱっと全部取り組めないのですが、少しずつ救沢念仏剣舞、まだそこまでだと思っておりますが、なかなかいっぱい

んなものはまだ取り組めないと思いますが、そういう活動を取り入れていって、あと研究としたら岩泉の大川、そして二升石にもありますし、いろんな剣舞やら鹿踊り、様々ありますので、そういう活動も取り入れながら研究していきたいというお話は聞いておりますので、郷土芸能クラブ、同好会がこれからも発展していくのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ七頭舞は七頭舞でもう全国的でございますし、県内でもトップクラスというのは、町民も県内でも国内でもそのとおりだと思いますので、そこに少し調味料が入ればまたいいのではないかなという提案でございました。

それから、最後になりますが、フォローを行う専門員、まだ岩泉高校をフォローする専門員の方が決まっておられないというふうなことでございますが、業務内容的にはほぼ毎日出るような専門員なのか、それからノルマというか、やっぱり最低年に3人は、5人はというふうな課題をお願いしながら、その方は勤めなければならないのかといったのは、現時点ではどういう方向なのかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） お答えします。

西和賀高校では、きれいなホームページを立ち上げて、結構充実しているのですが、それをフォローアップ推進員さんがやってくさっている。うちも高校の先生方が毎回更新というのはなかなか通常業務でつらいわけですので、その方が来ていただくと、そういう事業から発信、そして岩泉高校の生徒たちのいろんなフォローをしていってくれる。そして、新たな別のまた発信もできるということで、そういう事業をお願いしたいなと思っていました。岩泉高校と、そして地域をつなげる役割もしていただきながら、フォローアップ推進員の役割を担っていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） もう一点だけお願いしたいのですが、そういうふうにして岩泉高校にはいろんな方がおいでになってくれたり、生徒も入学してくるといったときに、そ

の受入れですね。寮もあったりするのですが、例えば土日については一旦帰宅しなければならぬとか、寮が閉鎖されるということになったときに、遠方から来たときには特にやっぱり1週間なり1か月を通じて岩泉で面倒を見ていただきたいという願いもあるかと思うのですが、その点についての対策はどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） その点は、今寮母さんという形で土日の夜に入っていただく方を考えて内諾とか得ているのですが、募集のあれが1人もまだないので、きちんと募集できない弱さもありますが、きちんと決まりましたら、様々な形で土日に子供たちがいられる、そして1か月、2か月というか、年に多分3回ぐらい東京とか様々なところに帰っていくのだとは思いますが、それ以外で夜、あと土日の昼をどうするかがまだうまく高校との折衝が済んでいないのですが、できたらそこいらも何とかこれからやっていきたいなと思っています。そういう形で来た子供たちに失望させないような、これは高校さんにも言われていますので、ぜひいい形で実現させたいなと思っております。

ただ、その辺りは、普通は小中学校の校長会議を開いているのですが、そこに高校の校長先生も出席してくださっていますので、中高の意見交換もいろんなことでやってくださって、中学校の校長さんからどうなのでしょうかねということで、東京の子供たちの受入れのことを皆さんでお話ししてくださっているので、いい形で進んでいけるのかなと思っています。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ町内の学校の中学校からも62%の方が入学のほうに、前は半分以下というふうなところもあったような気がしていましたので、いい傾向になっていると思いますので、この事業はぜひ推進して継続していただきながら、岩泉高校存続のためにお力をいただきたいと思いますので、お願いをします。

次に、水道の関係でお伺いしますが、答弁書の中に災害復旧が終われば、国県道の改良事業に併せて施設の更新をしていくとあるのですが、では国県道の改良事業が、その2%なり、もっと上がるくらいの、老朽水道管の改修に見合うくらいの事業が出るかということになると、あまり見込めないような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今現在進めている事業は、清水川関連の事業が進んでおります。また、来年度においては同じく清水川と、それから大川のほうの大広地区付近の改良及び二升石水道の落合橋付近と、この辺を予定しているのですけれども、必要な量に見合うくらいかということになると、どうしてもやっぱりそういった絞ってやっておりますので、老朽管の改修という考え方に立てばちょっと少ない量とはなるかとは思うのですけれども、これについては令和7年度でその辺を片づけて、それ以降で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） そして、台風に対する対策が急務というのもあって、地震という言葉がなかなか答弁書の中にはありませんでした。ここで、町のほうでは台風に対する対策の急務というふうなことでいくと、特異性があるのかどうかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

議員の質問の中にもありましたし、国のほうでも今地震対策というのを推進している状況ということで、何もそのことを我々が否定するものでもなく、必要なものだというふうに考えております。ただ、岩泉町の実態といたしましては、今年の8月にも松橋水源、それから泉沢水源で被害があったわけですけれども、台風対策というものにまずは重点を置きたいというふうに考えております。と申しますのは、最近の台風というのが太平洋側から入ってきていると。今年の8月の台風5号、これが3回目だというふうに伺っておりますけれども、今までになかったような台風の被害というのが出てきておりますことから、まずはそこを重点的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） ぜひ、台風の進路も西からとか南というのではなくて、直接三陸沿岸から上がってくるというふうなものも目の当たりにしておりますので、そのところは今課長お話ししたようなことで対策をお願いしたいと思っております。

そこで、早急な施設の復旧というものの答弁があります。ただ、私が考えても、これ

だけの大きな面積と多岐にわたる水道施設ですので、早急な施設の復旧というのはなかなか短期間に、そしてこの経営状況では難しいと思っておりますが、先ほどお話しされた松橋と、それから二升石以外に、もし次の三陸沿岸から来た台風で表流水のため断水の危険性、可能性があるというふうなことはあらかじめ対策しておいたり、それから直せるものであれば対応策が必要かと思うのですが、そういう箇所についてはどのように認識しているかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、岩泉町として事業実施しておる水道事業は全部で13の水源がございまして、そのうち8つの施設が表流水を使った施設となっております。8月の台風5号が襲来した直前にも、委託業者さんと手分けをしながら直前の対策というのは取ってまいったところですが。これらの施設について、対策なり、そういったものについては考えていかなければならないというふうには認識しておりますけれども、議員からご指摘していただいたとおり一気にやるということになりますと、町長の答弁にもあったとおり料金であるとか、そういったようなところもございまして、管理上支障がないように、その辺はうまく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、将来的には水道料金の引上げも検討せざるを得ないというふうになっていると思います。国保税、介護保険料、いろいろな町が関わる部分もやむなく値上げをせざるを得ない。また、対象人口も減ってくると。でも、施設の維持はしていかなければならない。これは、水道料金もその域になるわけですが、そうしたときに、まず1つは、一気にとなると住民も抵抗があると思うのですが、住民にまず知らしめて、住民に理解をしていただいたり、それから今やっているシステムの全町全配管型、岩泉地区もそうですが、それを若干コミュニティー型に分散をすることによって、有事なり、それから料金的なり、有収率なり上がってくるというふうな基本的な考え方も含めながら、そういう専門性が必要になってくるかと思いますが、そういうことを考えながら、最後は町民の方々へご負担をいただきながらの経営維持というか、何せ公営

企業なものですから。それで、その公営企業といった場合は、町からの補填というのは認められないのか、その点だけ1つお伺いをします。公営企業に対して、水道事業に対して、やっぱり命を守る水なので、国からの補填なり、町からの支援というのは可能なのか不可能なのかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、水道事業の基本原則といいますか、そういった部分ですけれども、基本的には国の定めたルールの中で独立採算制の運営をしていかなければならないというようなものでございます。その中にあって、一般会計からの支援というところですが、ルールに定められている部分がございます。例えば起債償還した際の交付税措置がある場合については、その補填であるとか、そういったものについては一般会計のほうからも支援していただいているところです。我々としては、いずれそのルールに基づいた運営というのをこれまでもやってきましたし、今後もやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） 最後になりますが、町民の方々が水の使い方を有効に、かつ節水をしたりとは努力をすると思います。ただ、有収率が4割なために、そうすると町で水をつくってくれたうちの6割はそのまま垂れ流れてしまう。町の人たちがどんどん努力しても、その6割は努力できないのですが、努力しようとする部分以上の6割がもう流れてしまうというふうなことなので、そこで有収率の確保というふうなものが大きな問題になってくるかなと思うことから、老朽管の年次的な整備ということが必要になってくると思いますので、これは答弁でありましたように財源確保と優先順位をということの、そのとおりかと思いますが、ぜひ継続して検討していただくことを意見として申し上げて、終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番ですが、3番議員に申し上げます。時間を気にしての議論とならないようにするため、あらかじめ昼食休憩を挟んでの一般質問となる可能性があることを申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、3番、畠山昌典さん。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。
今回は、以下の2点につき質問します。

1点目は、交流・関係人口拡大への取組について伺います。

町では、これまでも様々な施策を計画・実施することにより、この拡大に取り組んできていることは認識しています。しかしながら、その成果については十分満足できるところまでは到達していないと見るのが妥当だと、私自身の反省も込め実感しています。

全国のほとんどの地域がこの課題を抱えており、そして大半の自治体が解決策を模索している状況にあり、これを反転、上昇させるのは至難の業であると考えます。だからといって、手をこまねいているわけにもいかないので、幾つか提案をします。

まずは、対話によるニーズ把握を徹底して行うことを提案します。これは、地域課題を鮮明にすることや各部門別の課題を把握することが、これからのまちづくりを行う上で重要であると考えからであります。

次に、それらの解決に向けた施策を展開する段階では、町民を最大限巻き込み、持続可能性や実効性のあるものをつくり上げることも大切です。そのことにより、町民一人一人がまちづくりのプレーヤーであると認識することにつながると考えます。

その上で、町の活動を知ってもらい、関係人口・関係企業に応援していただく強固な地盤づくりをしていく環境整備が必要と考えます。

町では、これまでも町政懇談会や関係機関からの施策要望を通じて各課題把握に努めてきていることは承知していますが、いま一度見詰め直し、これからのまちづくりのためにはこういった活動を反復していくことが重要と考えます。町長の所見を伺います。

2点目に、持続可能性のある地域づくりについて伺います。

1点目とつながりがある質問になると思いますが、人口減少・高齢化が進んでいる地域にあっては、その地域活動を持続していけるかどうか不安に感じているところが少なからずあると認識しています。通院・買物などでの交通問題や、これからの季節は除雪も課題の一つです。道路の整備・維持や荒廃農地など対策をしなければならない問題は多岐にわたります。

住み慣れた地域で楽しく住み続けるためにどのようなことが必要なのか、どういった支援を求めているのかを各方面で把握し、サポートしていくことも町の行う重要な施策であると考えますが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、関係人口拡大に向けた施策の展開についてであります。議員ご提言の対話によるニーズ把握の徹底につきましては、これまでも町政懇談会、各地区の行事、各種審議会など様々な機会を通じて町民の皆様との意見交換や情報収集を行い、時々の課題の把握に努めてきたところであります。

また、企業や関係機関等に対しましても、企業誘致推進委員会をはじめとした意見交換や直接、事業要望を受けるなど、個別のニーズ把握にも努めているところであります。

各種施策を実施していくためには、町民の皆様や各企業等の協力が必要不可欠でありますので、今後におきましても町の考えを丁寧にご説明を申し上げ、町民の皆様と一体となって実効性ある施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町が行っている様々な施策や活動を、町民の皆様のみならず、広く町外の企業の皆様にも認知していただくことは、企業版ふるさと納税や個人版ふるさと納税などを通じた本町への投資や応援に結びつくことから、内外に向けた情報発信をさらに強化し、関係人口の拡大に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、持続可能な地域活動の支援についてであります。ご承知のとおり本町も人口減少・高齢化が急速に進行し、通院や買物の交通手段の確保、道路の整備、除雪など課題は山積をしている状況にあります。

そして、これらの課題解決に向けた取組につきましては、職員のみならず、町議会、町民の皆様など全ての関係者が互いに協力をし、一緒になって考え、悩みながらも、歩みを進めていくことが肝要であると考えております。

町民の皆様のニーズ把握はもとより、それに対する町の役割、そして町民皆様自らの役割について、共に理解を深め、行動していく中で、その先に持続可能なまちが構築を

され、地域活動が継続できるものと、このように考えております。

したがいまして、町議会はもとより、町民の皆様との強い信頼関係を構築しながら、今後も広く町の考えを理解していただき、町が主体となって行うべきこと、町民の皆様自らが行うべきこと、そして場合によっては困難と痛みを伴う決断が必要になることなどもしっかりと説明をした上で、町民の皆様のなお一層のご理解を賜りながら、持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問はありませんか。どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 今回この質問をさせていただくに当たって、総務常任委員会で先日山形県の西川町というところに視察に行って、それに基づいて今回質問させていただきました。その西川町には「かせぐ課」とか「つなぐ課」とかという、そういった通常では思い浮かばないような課があって、それを見ただけでも何か先進的なことをやっている町だなということで今回行ってきたのです。言われたのが、とにかく対話だと。とにかく対話をして、そこからニーズ把握をするのを徹底していますということでした。町でも町政懇談会等でそういった対話はしているかと思いますが、ここで1つ、前年度と今年度の実績はどの程度になっているか、それをまずは伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員からお話のありました町民との意見交換、ニーズ把握というところでございます。私も山形県西川町は勉強させていただいていまして、かなりそういった意味では有名なところでございます。本町におきましては、いろいろやり方は違うかもしれませんが、様々なニーズ把握は取り組んでいます。特に実績で言いますと、一昨年は未来づくりプランの後期計画を策定するというので、その中では町政懇談会も6会場、あと部門別できめ細かく13部門やっています。あとは、各振興協議会、これが岩泉町にはありますので、そちらのほうでの総会、こちらのほうでも様々な要望、意見をいただいております。加えて、答弁にもありますが、農政審議会、林政審議会、こういった1次産業部門とか、介護関係であれば運営協議会とか、様々な場面、場面で、町民のみならず職員がそういった方々と懇談をするとか、意見交換するとか、要望も受けたりしておりますので、そういった意味ではいろいろ我々も聞き取りを

したいということでは進めております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） もちろんそういった形でニーズ把握に努めていることは十分承知しています。私は、行って話を聞いてびっくりしたのが、年間59回の対話をしているということでした。今課長おっしゃったとおり、やり方がそれがいいとか、回数が多いからいいとかではないと思いますけれども、やはり回数を見ても、そういった対話を重視しているのだなというふうなことを受け取ってきました。我々議会もそうですけれども、しっかりと住民の方々と対話をしながら、そういったニーズの把握に努めるということは大変だと思いますので、これからもそういった場面を多く持つことによってニーズ把握、よろしくお願いいたします。

質問にもしましたけれども、ニーズ把握をして、そしてその施策の展開をしていくためには、もちろん役場に言ったから、それで投げてやってもらおうということよりも、やはり町民の皆さんも巻き込んで、施策の展開をしていくことが大事だと思っています。そうしたときに、何かをするには財源、予算等が、必ずこれは必要になってくると思うのですけれども、そういった財源確保に対して、今までも皆さん努力してやってきているとは思いますが、アンテナを高くして国の用意している財源の確保、これを一生懸命徹底的にやることは私は必要だと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の点につきましては、議員おっしゃるとおりでございまして、財源がなかなか確保できないという部分もあったり、あと自主財源というのが乏しくなってくると。その中で人口減少が起きているという状況ですので、これは国、県、こういったところの情報を把握して、できるだけ引っ張ってくると。我々がやりたいものに対して、では何があるかというのを探して、これは国のほうも各省庁でかなりの数の補助事業であったり、施策がありますので、そういったものをもっともっときめ細かく拾い出して探して引っ張ってくると、これは重要だと思っております。これは、今後も私も反省するところではありますが、国の施策についてはもっと細かく探していきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3 番、畠山さん。

○3 番（畠山昌典君） ぜひそういった取組を強化して行ってほしいなというふうに思っております。

あと財源確保に関しましては、例えばふるさと納税、企業版ふるさと納税というシステムがあるのですが、どちらも当町も頑張っているほうだと私は認識しておりますけれども、例えば企業版ふるさと納税に関して、町がパートナーシップとか協定を結んでいる企業、団体さんというのがあると思うのですが、その協定を結んでいる企業、団体がどれくらいあるのか。そして、そこからの企業版ふるさと納税というのはされているのか、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩泉町では、今議員がおっしゃったような協定というのを締結しておりまして、全部で46ございます。46のうちに企業と言われるものの方々と締結しているのが19ございます。そして、その19社の中で今の企業版ふるさと納税ということでは、6 社の方々と企業版ふるさと納税をいただいております。これについては、企業版ふるさと納税、ご承知のように我々も努力しておりまして、提携している、そういった協定を結んでいるところも含め、様々数多くの企業にPRは続いているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 3 番、どうぞ。

○3 番（畠山昌典君） 頑張っているのだなというふうには認識しますが、実は西川町では、企業版ふるさと納税も目標額を設定して、本当に提携企業さんもそうなのですが、そういったところではないところにもある意味アプローチをして、例えば今年度は大体1億円の企業版ふるさと納税をもくろんでいるみたいです。ですから、この協定を結んでいる企業さん、団体さんとのそういったアプローチも必要だと思いますし、あとは岩泉には岩泉ホールディングスという会社があって、全国展開している商品があるわけです。そうすると、付き合いをしている企業さんというものもたくさんあると思いますので、そういったところの協力を得ながらアプローチすることも大事だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々のほうでもいろいろな関連企業さんのほうにお声がけはさせていただいてしまして、ホールディングスの関連企業もございますし、あとは誘致企業の本社のほうにお願いしたりとか、あとは町にこれまでおいでになっている企業さんに声がけをさせてもらったりとか、そういった形でありまして、今年度は実績とすれば、現時点ですが、1,480万円という企業様のほうからのご寄附をいただいて事業に充てております。これは、いろんな場面、場面、関連企業、こういったものは都度、都度、どんどん、どんどん掘り起こしをして、呼びかけはしていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） 国、企業、団体が応援したくなるまちづくりというのもすごく大事だと思います。そのための対話だったり、ニーズの把握だったり、町民を巻き込んで、そういった施策の展開をすることというのが非常に大事になってくると思いますし、あと1つには、職場環境の改善というか、例えば働いている職員も生き生きとして働いている町というのは、やはり魅力のある町なのではないかなというふうに考えますけれども、その対職員との対話というのはどの程度行われているのか。例えば幹部職員と職員の、そういった対話というのはなされているのかどうか。それはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々幹部職員も、これは風通しのいい職場を目指しております。働き方改革であったり、努力をしているわけですが、その中で職員とも面談というのは、これは定期的にやることになっておりまして、行っておりますし、それこそ大きい市とかとは違ひまして、町ですので、1つの課ごとであれば、それぞれがもう毎日顔を突き合わせながらやっていますので、そういった会話はしているかなとは思っております。あとは目配り、気配り、こういうものを忘れずにやりたいなと思っておりますので、その辺は今後も努力をしながら、風通しのいい職場を目指したいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） 応援したくなる町というのは、やはり働いていても楽しい町というか、そういったものも必要だと思いますので、ぜひ働き方改革、そういったものにつ

ながるような、それから対話も必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、2点目の地域づくりというか、実は先日総務常任委員会で視察に行ってきました。尾花沢市の「ほその村」というところが地域づくり表彰で国土交通大臣賞というのを受賞していました。行ってみて思ったことは、普通に岩泉にあるような集落なのです。風景はそういうふうな感じなのですが、そこで強烈なリーダーシップを持った人がいたのですけれども、その人を中心に非常にまとまっていろんな活動をしているなという感じでした。それを見たときに、やはり岩泉でもいろんな集落でも今後それこそ人がいなくなってしまうのではないかなというふうな心配しているところがあって、そこで何とか笑顔で幸せに暮らせるためには、何かしら生きがいを持った生活が必要なのではないかなというふうに感じました。そういったときに、そういったリーダーを育てるのも一つ町のサポートをしていく中に必要なのではないかなと思いますけれども、その辺はいかが考えておりますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） まさにそういった方がいらっしゃれば一番望ましいところでございまして、岩泉町でも各地域、集落、そしてあとは振興協議会単位であったり、そういったところで皆様頑張っていていただいております、その中では自らいろんなところに出向いてそういった声がけをしたり、様々やっただいていらっしゃるリーダーの方々もいらっしゃると思っておりますので、これからも若い世代がどんどんそういったところに入ってきて自ら動いてもらえるような、そういった体制づくりというのはつくっていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、消滅可能性都市でしたか、あれが岩泉町ももちろんそこに入っている、そういった発表もされている中で、どうしても少子高齢化、そして人口減少というのはなかなか難しい問題であって、これを打開するために、これが解決策なのだというものがなかなかない中で、我々も前からずっと議論していると思います。ただ、だからといって何もしないままでは本当にそのとおりにになってしまうということで、とにかくいろんなことを通じて、そういった消滅しないようにあがいていくことが非常に大事なことでと私も考えておりますので、

ぜひこれは当局もですし、我々議会も、そして町民を巻き込んでそういった一つになって進んでいくというのが大事だと思いますので、ぜひそういったこともお願いして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番、八重樫龍介さん、どうぞ。

〔13番 八重樫龍介君登壇〕

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

本町での令和5年度の熊による被害件数は、農作物が89件、物的被害が30件、人的被害が3件で、被害額は果樹が932万7,000円、飼料作物は268万4,000円、野菜が134万7,000円で、その総額は1,335万8,000円に及んでおります。また、令和5年度の有害鳥獣捕獲によるツキノワグマの捕獲数は64頭でありました。

令和6年度は、10月末時点で農作物が47件、物的被害28件、人的被害は1件であります。幸いにも本年度は山の木の実などが豊作で、昨年度を下回るペースで安堵しているところですが、高栄養での冬眠を経て、来春の出産ラッシュによる頭数増加が懸念され、被害の発生件数が増えることが予想されます。

近年、熊類による被害が全国的に相次ぐ中、環境省は鳥獣保護法を改正し、令和6年4月に熊類を「指定管理鳥獣」に指定しました。これにより、ツキノワグマの対策を行う際、交付金の形で国から一定の支援が受けられるようになります。

そこで、次の3点について伺います。

まず初めに、熊の出没に備えて、自治体と警察、そしてハンター（猟友会）との連携

手段をまとめた「出沒対応マニュアル」の作成に取り組むべきと考えます。

新聞報道等によると、県と北上市では熊の市街地出沒を想定した実地訓練を行い、秋田県警本部では、現場で警察官が体を守るために新たな装備を着用するとして着用訓練を実施したといった記事もありました。町長の見解を伺います。

2つ目は、ツキノワグマのモニタリングの一環として、年間の捕獲頭数の把握を行うべきと考えます。現在町では、狩猟期間中に捕獲されたツキノワグマの頭数を調査していません。頭数を調査する手段の一つとして、狩猟期間中のツキノワグマの捕獲に対して報酬を支払う方法があると考えますが、町長の見解を伺います。

最後に、岩泉常設射撃場の整備について伺います。

町の鳥獣被害防止対策実施隊員は現在67人で、そのうちライフル銃の所持者は18人です。昭和56年4月に整備された乙茂地区にある射撃場は、整備の関係でライフル銃は使用できません。

岩手県では、狩猟者登録に「狩猟期間ごとに初めて狩猟を行う前に射撃訓練を行うこと」が義務づけられており、やむなく町外の射撃場に出向いて射撃練習を行っています。

熊類が「指定管理鳥獣」に指定され、今後は郊外や建物に入り込んだ熊への発砲が可能になることが予想されます。このとき殺傷能力の高いハーフライフル銃等が使用される可能性が高いと思われます。今までは趣味の狩猟用として使用されてきたライフル銃ではありますが、今後は町民の安心・安全を守る頼みの綱になります。

これらのことから、現在の射撃場をライフル射撃も可能になるよう整備し、併せて老朽化が激しく不具合が発生している3台のクレー放出機の更新も行うべきと考えますが、町の支援について町長の見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ツキノワグマによる被害への対応についてであります。国では鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を目的とした「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、個体数の増加を抑え、科学的で計画的な管理を行い、生物多様性の確保

と生活環境の保全、人的被害、農林業被害の軽減を図り、国民生活と鳥獣の共存関係を構築することとしております。

県におきましても、同法に基づき策定をしております「岩手県鳥獣保護管理事業計画」の中で「ツキノワグマ管理計画」を定め、被害を効果的に防除する必要最小限の範囲での捕獲を許可し、地域個体群の安定的な維持と効果的な捕獲を行うこととされており、町でも「岩泉町鳥獣被害防止計画」を定め、実情に即した対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、ツキノワグマの捕獲許可件数は年々増加し、わな設置等に要する実施隊員の負担の増大が課題となっていることから、昨年度実施隊員との協議を重ね、本年度から新たに捕殺・捕獲した状態での輸送等に対する報酬の上乗せなどの支援を行ったところであります。

ご質問のありました1点目の「出没対策マニュアルの作成」につきましては、町の内部マニュアルは実態に即した内容となるよう更新をしておりますが、主に農作物被害を想定したものであります。

このような状況の中、本年5月には町内住宅地でのツキノワグマの居座りなども発生をしており、これらの対応も考慮していく必要があることから、現場で対応に当たる実施隊員、警察、町が連携をし、それぞれが果たす役割を明確にした内容にすべく、環境省作成の全国自治体用参考マニュアルや、ほかの自治体の対応等も参考にしながら、関係機関、猟友会の方々とも協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、岩泉猟友会、岩泉警察署を含む関係団体を構成員とする「岩泉町鳥獣被害防止対策協議会」におきましても、鳥獣被害対策における課題解決に向け、さらに連携を強化してまいりたいと考えております。

2点目のツキノワグマの年間捕獲頭数の把握についてであります。狩猟期間中の捕獲頭数は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定により、狩猟者が県へ報告することとなっており、町内で捕獲されたツキノワグマの頭数は県が把握をしておりますので、有害捕獲の頭数も含めた町内の年間捕獲頭数の把握は可能であると、このように認識をしております。

第3点目の岩泉常設射撃場の整備についてであります。この施設は昭和56年に岩手

県公安委員会の指定を受けたもので、散弾銃のみが使用できる射撃場となっております。

散弾銃とライフル銃の違いは、散弾銃は鳥類や小動物の狩猟に使用され、射程距離が50メートルほどであるのに対し、ライフル銃は遠距離まで正確に狙うことが可能で、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど大型獣の狩猟に適しております。

本町の現状から、ツキノワグマなど大型獣の有害捕獲頭数の増加とともにハンターの技術向上と育成は急務であると考えております。

岩泉猟友会におきましても、岩泉常設射撃場内にライフル銃の射撃場を併設し、実効ある有害駆除を推進をしたいとの意向があり、現在射撃場の整備に係る施設の基準や手続などを含め、岩泉警察署と協議を行っていると同っております。

射撃場は、殺傷能力を有する銃器を使用する施設でもありますので、整備着手から県公安委員会の指定までに相当の準備期間を要すると同っておりますので、岩泉警察署との協議の進捗状況等、猟友会と情報を共有しながら、町としてどのような支援ができるか今後検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問はありませんか。どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

初めに、熊の出没の対策の一つとして、住民と熊とのすみ分けが大変有効であると言われております。そこで、緩衝地帯というのを設けることによって、すみ分けの一助になるということでもあります。私有地等が耕作放棄地等によってやぶ化して、それによってどんどん熊が町なかのほうに近づいてきていると。そこで、私有地の刈り払い等に対して、積極的に行った場合には、この方たちに何らかの支援、補助等を行って、緩衝地帯を広げるという手法もあると思うのですが、その考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 緩衝帯の整備でございますけれども、熊の対策につきましては、捕殺によります捕獲と、あと、わなや、そういったものでの捕獲、あとは緩衝帯を設けて近づけない方策というのもまた重要な対策の一つと捉えてございます。

緩衝帯を整備するには、やはり地域とか地区単位での実施というのは有効だと考えますので、そこら辺につきましてはやはり地域の皆さんとの合意形成等が図られ、または

地域振興協議会とも連携しながら、話し合いを進めながら、実行できるのであれば順次進めてまいりたいなというふうに思っています。

そういった際の支援につきましては、国庫補助のほうの対策の中にも緩衝帯整備につきましてはメニューにございますし、あとは町のほうでも財源等の確保についても努力してまいる考えでございますので、そういう話がまとまり次第、そういったところは実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。ぜひ前向きに地域振興協議会等と連携を組んで進めてもらえればと思っております。

そこで、もう一点、熊の出没の対策の一つとして、要因の一つとして、生ごみをあさって市街地に入ってくる熊がよく見受けられると聞いております。本町の生ごみ等の出し方に関して、熊の出没防止の対策として、町民に今までぴーちゃんねっと等での周知等を行った経緯があるのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 答えいたします。

議員ご指摘のとおりといいますか、ご案内のとおり、町内におきましてもごみ収集の現場で、やはりごみの収集業者からの情報でございましたが、ごみステーションのほうに熊が来たのではないかというような情報が上がってまいりました。私のほうでもその現場を確認させて、見させていただくと、やはりごみの集積所、かんだ跡があるというようなことから、ごみステーションに来ているという状況が実際ございます。やはり生ごみを狙って来たのではないかなというところが想像されるところでございまして、熊の出没に関しましては農林水産課のほうで随時出没に関しての注意喚起を促していただいているところですが、その際にやはり生ごみというものの取扱いについて、屋外に置くことはやめていただきたい、やめましょうということは注意喚起として併せた形で流させていただいておるところでございます。

そして、町民課としましては、ごみの対応の部分では、リサイクル推進員、こちらのほうがそういった地区を回る際には、生ごみのほうをごみステーションに出す場合には、早めに準備をして屋外に置くようなことはないようにということで注意喚起しながら取

り組ませていただいているという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。周知はされているということで、より徹底して行ったださればと思っております。

そこで、今度は、いざ熊が出没して屋内に居座った場合の対策等についてお伺いしてまいります。実際今年の5月ですか、中家地区で熊が居座ったわけですが、このときにはまだ当然マニュアル等もできてはいなかったと思いますが、そのときの対応について本町での対応はどのように行われたかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 5月の31日に中家地内におきまして、熊の居座りという事案が発生しております。本町では多分初になる市街地での熊の出没、あとは市街地を歩き回るという事案でございまして、早朝から町民の方たちから多数の目撃情報をいただきながら、我々のほうでも熊の出没目撃情報を基に熊の発見のほうをしておったわけですが、最終的に中家地内にそういった熊が居座っていたというところを最後発見はさせていただきました。

その際に最初にやったことは、やはり町民の皆さんに対する危害だったり、そういったものが及ばないような周知というものをまずさせていただいております。ぴーちゃんねっとで流したり、広報活動をさせてもらったり、あと個別に周辺のお宅にご訪問させていただくといった対策を取らせていただきました。その後やはり警察との連携がどうしても重要になってきます。あと、実施隊員の方たちとも当然連携しなければならないので、実施隊員の方たちに情報提供をまずさせていただいたのと、警察の方と町と両者で一応対策会議というものをしながら、お互いにどちらが何をするかというのを役割分担をさせていただいております。

そうした上で、町としてはちょっと対応が初めてだったものですから、花巻市は何度も市街地のほうに出没されていて、そういった対応もなさっておりましたので、そちらのほうに対応の仕方等を問合せしながら、情報をいただき、適切な対応ができるようにということで、今回そういった対応を取らせてもらいました。警察のほうについては、いろんな警戒活動をしてもらいましたし、町ではその動向が分かるようにカメラの設置

だったり、あとは熊があまり広範囲に動かないようにということで、要所要所に人員を配置しながら様子を見守ったという形を取らせていただいております。最終的には夜間になって人の往来がなくなった際に、緊張感をほどいて、熊がそのまま自分で山に帰っていけるような体制を取って、次の日に確認したら山のほうに自分で帰っていったという形で、取りあえず一件落着ということになりました。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 今回の件に関しては、幸いにも熊のほうから去っていったというか、逃げてくれたのでよかったわけですが、今週の秋田の対応等を見ましても、あとは福島もでしたか、居座って、福島では花火、爆竹による対応、秋田では麻酔で、最後は殺処分という方法を取ったようであります。本町においても、もうこれは喫緊の課題でございます。来春にはもう熊の出没等が考えられるわけですが、取りあえずは居座っている、屋内に入る場合の防護服ですか、これは設置、装備すべきと考えていますが、マニュアルができてからでは遅いと思うのですが、どうですか。この辺の喫緊の対策としてはどのようなことをお考えかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） マニュアルは、ひな形までは大体作成させていただきましたが、その中でも喫緊の対策として防護服というお話がございましたけれども、熊にやはり対峙するということは、我々人間にとっては、防護服を着ても多分対峙は無理だと私は思っています。まず、熊がそういった屋内の中に居座る事案が発生した場合には、やはりプロの鳥獣被害対策実施隊員の方たちとか、そういった方たちへの依頼、あとは我々行政職員はやはりそれをここで支援する体制しか取れないのかなというふうに思っております。警察のほうでは、それなりに防護する服だったり、用具を持っていっていらっしゃると思いますので、皆さんそれぞれの役割分担に応じた服装、あとは防護する道具等々で対応すべきかなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） それでは、あと2点ぐらいと思いますが、お伺いいたします。

それで、町内で捕獲されたツキノワグマの頭数は県が把握しているという答弁でござ

いました。これは、多分捕獲された方が県に頭数を報告するわけですが、これは多分任意だと思うのです。今日捕りました、また捕りましたというふうに逐一報告はしていないと思います。そこで、去年県で捕獲された熊の頭数がお分かりでしたらばお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猟期における捕獲頭数は県のほうでハンターの皆さんから報告を受けているものと聞いてございます。岩手県におきまして、令和5年度に捕獲された頭数でございますけれども、総頭数で898頭でございます。内訳ですけれども、猟期の狩猟で66頭、春期捕獲12頭、有害捕獲820頭と伺ってございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 猟期の頭数の66は、やはり任意の報告ですので、かなり差があるものと思われます。捕獲された頭数も約900頭ですが、1,000頭に近い、もしくは超えているものと思われます。やはり正確な頭数を把握しないと、わなで駆除する頭数の数も見えてきません。本町では、鹿に関しては上乗せで倍の1万6,000を出しております。猟期に捕獲された熊の頭数を把握するためにも、正確な数字を把握する上においても、高額ではなくてもいいと思うのです。運んでくる手間料等の金額でいいと思うので、幾らかの報酬を出して、正確な頭数の把握に努めるべきと思いますが、そのお考えはないのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 鹿、イノシシについては、1年間、年中有害捕獲の対象に指定させていただいておりますので、それに対する報酬というのは町として支払わせていただいております。

熊については、そういったイノシシだったり鹿とはまた別のものでありまして、県が個体を管理し、県の許可によって有害で捕獲しなければならないという場合に有害捕獲を実施してございまして、それに対しては町のほうで報酬としてお支払いをさせていただいております。法的な部分でもハンターが県へ報告することが義務づけられてございますし、有害捕獲でないものに対する報酬の支払いというのは、なかなか町のほうでも

厳しいものがございますので、この部分につきましても今後のいろんな課題等にさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。

では最後に、射撃場の整備についてですが、これは私も聞いておりまして、なかなか許可申請が下りないということでありましたが、これは許可申請が下りた際には、町からの支援、下支え、これはしっかりやっていただけるのか、そこを確認して終わります。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 射撃場のことでございますけれども、今現在散弾銃が使える射撃場がございます。その散弾銃の射撃場の備品、クレーですか、あれが出てくる設備等も老朽化しているとお伺いしておりますし、やはり今現在鹿とかイノシシというのが有害捕獲の中でのメインのターゲットになってございますので、そちらの捕獲にはやはりライフル銃だったり、ハーフライフルであったりという散弾銃ではない銃器での捕殺が今適切なものになってきておりますし、鳥獣被害実施隊の方たちの銃器もそちらのほうに移行しつつあるというふうに認識してございます。このため、猟友会のほうで新たにライフル銃の射撃場を整備するために警察との協議を重ねているというふうに情報共有させてもらっておりまして、警察のほうでもできれば造ってから後戻りがないように、一つ一つステップを踏みながら、最後許可が出る寸前のところまでいったの整備をお願いしたいというような協議内容であったというふうにも聞いてございます。

町といたしましても、そういったライフルの射撃場の必要性、やはり議員からのご質問の内容にもありましてとおり、銃器の運搬というのはとても厳しい制約があり、他の市町村、遠方への射撃訓練というのはなかなか狩猟者の皆さんに負担をかけている部分もありますので、国庫補助事業の内容にもメニューにもございますので、そういった導入も含めながら、支援については検討のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

○13番（八重樫龍介君） はい。

○議長（菊地弘巳君） これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

次に、6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

岩泉町未来づくりプランについてでございます。

世界の政治、経済がどのように変遷していくのか、あるいは国内においても政治、経済がどのように展開していくのか注視していかなければならない局面にあります。しかし、我々地方に住む者にとっては、世界よりも国内よりも、今自分たちの生活がどうなっていくのが第一の関心事だと思います。

そこで、町の行政運営の最上位計画で、住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針である「岩泉町未来づくりプラン後期基本計画」についてお伺いします。

岩泉町未来づくりプラン後期基本計画の期間は令和8年度までですので、残すところ2年余りとなってきています。

社会情勢の変化などに対応するため、毎年度ローリング方式による見直しを行うと記載してあります。

さて、岩泉町未来づくりプランは町の総合計画であります。総合計画は、かつて地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年の法改正により、この策定義務はなくなり、町の独自の判断に委ねられることとなりました。

この計画についての議論を深め、町民の皆様に分かりやすく周知していくためには、今まで他の議員数名が質問をされてきていますが、私は各議員が一般質問をしていくことが必要だと考えているところです。

そこで、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画においては、重点プロジェクトとして5点挙げておりますが、重点プロジェクト1、「魅力ある居住環境の整備」と、2、「結婚・出産・子育て環境の充実」について質問をいたします。

11月10日の日本経済新聞に、2023年の転入から転出を引いた社会増減（前年比）の記事が載りました。これは、総務省の調べです。岩手県では、紫波町で79人、金ケ崎町で64人、野田村20人、北上市10人の社会増となっています。紫波町、金ケ崎町、北上市の社会増

は、理由は想像がつくのですが、野田村の増加理由はなかなか理解できません。詳しく読んでいっても、岩泉町の施策とあまり変わらないような気がしました。

翻って岩泉町の施策ですが、プロジェクト1―1、「町営住宅の入居しやすい環境づくり」、プロジェクト1―2、「空き家・空き地バンクの充実」、プロジェクト1―3、「多様なニーズに対応した宅地と住宅の供給」となっています。岩泉町未来づくりプラン前期基本計画から後期基本計画へと引き継いできている中でどのように成果が上がり、どのような課題があると感じているのかお尋ねいたします。

次に、2、「結婚・出産・子育て環境の充実」について質問いたします。

プロジェクト2―1、「様々な事情に配慮し地域資源を生かした結婚支援活動の推進」、プロジェクト2―2、「妊産婦・乳幼児が安心できる環境整備」、プロジェクト2―3、「医療費助成など子育て世帯への経済的負担の軽減」とあります。プロジェクト2―2、2―3については、順調に実施計画が推進されていると思いますが、課題はプロジェクト2―1、「様々な事情に配慮し地域資源を生かした結婚支援活動の推進」であると思われます。現在までの進捗状況及び改善策、方向性についてお尋ねします。

なお、重点プロジェクト3から5までは、次の議会に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、未来づくりプラン重点プロジェクト1の「魅力ある居住環境の整備」につきましては、議員ご案内のとおり、町営住宅の環境整備、空き家・空き地バンクの充実、宅地分譲などを進め、良質な居住環境づくりに取り組むことで、移住や定住につなげることを目的とした施策となっております。

これまでの成果についてであります、「町営住宅の入居しやすい環境づくり」では、若者世帯、高齢者世帯について、入居要件を緩和したほか、「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、老朽化や需要の減少を想定した改修や解体、既存住宅の長寿命化などを進めてきたところであります。

老朽化対策としましては、尼額第2団地の解体、長寿命化対策では沢廻第1団地の外壁塗装工事のほか、清水川第3団地、惣畑第1団地の浴室等の改修など、令和2年度から現在まで住宅改修に伴う工事費約1億4,000万円を投じ、良質で安全な入居しやすい居住環境の整備を進めてまいりました。

「空き家・空き地バンクの充実」につきましては、まず制度の周知を図るべく、ホームページや広報紙による情報発信を行い、土地や住宅の所有者などに対しては、納税通知書の封筒に制度内容を印刷するなど、登録物件の増加に向け、工夫を凝らした取組を進めてきたところであります。

その結果、効果も着実に現れ、平成29年度の運用開始から令和6年11月末までの登録件数は76件、そのうち52件が賃貸または売買契約が成立するなど、15世帯26人の移住者が現在も本町に居住をしております。

また、不動産の相続登記が義務化されたことから、空き家・空き地などを適切に管理していただくため、岩手県司法書士会や全日本不動産協会による無料の空き家相談会を開催し、町民の皆様の様々な困り事に対し、関係事業者と連携をして対応するなど取組を強化してきたところであります。

「多様なニーズに対応した宅地と住宅の供給」につきましては、主には森の越地区の8区画、裳綿地区の1区画、上町地区の7区画の計16区画を分譲したほか、住宅リフォーム事業補助では、令和4年度から若者世帯や移住世帯に対する補助金の加算を行い、当該世帯ではこれまで17件の活用実績があるなど、様々なニーズを捉えた取組を進めており、一定の成果があったものと考えております。

次に、今後の取組についてであります。昨今住宅需要が減少傾向にあることから、町営住宅については管理戸数の適正化に努め、引き続き快適な居住環境の整備に努めてまいります。

空き地・空き家バンクにつきましては、最近では登録物件が伸び悩んでおりますが、一方では空き家の解体などの相談件数が増加傾向にあることから、管理不全となる前に空き家等の有効活用につなげるよう、空き家・空き地バンクへの積極的な登録を促進をしてまいります。

また、管理不全となる空き家等を未然に防止するため、空き家所有者へのヒアリング

を行うとともに、利活用が困難な住宅の除却等に対する支援の検討、さらには司法書士会など関係事業者と連携をした相談会の開催などにも取り組んでまいります。

宅地と住宅の供給につきましては、移住、定住を進める上で、住まいの確保は必要不可欠でありますので、まずは良質な住宅や土地を確保するための空き家・空き地バンクの内容の充実を図りながら、用途廃止する町営住宅跡地などの利活用や、住宅リフォーム事業補助のブラッシュアップなど、多種多様な住宅ニーズに対応した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、重点プロジェクト2の「結婚支援活動の推進」であります。これまで結婚を支援するため、結婚相談員による相談活動をはじめ、龍コン、龍コミュなどのイベント開催への支援策を講じてきたところであります。

これらイベントの参加状況は、コロナ前の令和元年度は2回開催し、延べ27名の参加があり、令和5年度には岩泉町結婚支援センターが「出会い創出支援事業」として行った、男女がグループで飲食をしながら懇談をする、いわゆる「合コン」への補助に対し1件の申請があり、10名が参加をしているところであります。

近年の町内における成婚数の減少要因といたしましては、19歳から24歳までの人口が、平成26年は390人であり、この年を100といたしますと、令和元年が75%で、平成27年から令和元年の5年間で25ポイントの減、数では96人減少しており、このことが成婚数や出生数の減少の大きな要因の一つになっているものと、このように分析をしております。

この若者の減少が、出会いの場のイベント参加への減少にもつながっているものと感じており、また結婚相談員の活動の中でも、多様な価値観の中で結婚願望をつかみ切れない状況もあり、さらには個人情報保護意識の高まりも相まって、積極的に活動しにくい状況となっております。

このため、現在の結婚支援活動につきましては、結婚相談員による地域の実態把握や「iーサポ岩手」への加入案内を積極的に進めながら、広域的な婚活イベントへの参加を促すことなどが活動の中心になっている現状であります。

このことから、現在の「出会い創出支援事業」を、さらに活用しやすく見直すなど、これまでの結婚支援策を総括し、方向性を再構築する必要があるものと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、「妊産婦・乳幼児が安心できる環境整備」であります。おたふく風邪の予防接種に対する補助、小児科医や産婦人科医によるラインを活用したオンライン相談、出産・子育て応援給付金や、保健師・助産師による妊産婦の世帯訪問等を行ってまいりました。

今後におきましては、改正児童福祉法の努力義務とされている母子保健機能と児童福祉機能を有する「こども家庭センター」について、来年4月からの開設を予定しており、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、多面的な相談支援を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、必要な支援を受けられていない子供や家庭に積極的に手を伸ばす、いわゆる「アウトリーチ型」の子育て支援の強化や、発達障害が顕在化しやすいと言われる時期に、発達上の特性を評価し、必要な支援につなげるための5歳児健診、産後ケアのサポートの充実なども踏まえ、この町で安心して子供を産み育てたいと思える環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

次に、「子育て世帯への経済的な負担の軽減」につきましては、岩泉で安心して子育てができる環境を整えるため、昨年7月から保育料の無償化と併せ在宅子育て支援金の創設を行うとともに、本年度は小中学生の給食費や18歳以下の医療費を無償化するなど、経済的な支援策の充実強化に努めてきたところであります。

今後におきましても、子育て世帯に対する経済的な負担軽減策をはじめ、子供の成長ステージにおける様々な支援策について、引き続き制度の充実を図りながら、必要な支援が行き届くように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（三田地久志君） まず初めに、いわゆる基本構想が平成23年の法改正で策定義務がなくなったと。議会には案件をかけなくてもよかったといいながらも、岩泉町では議案として議会にかけるということを私勘違いをしまして、表現が間違っていました。大変申し訳ございません。おわびを申し上げます。

今回の質問については、今までは提言という形でしか一般質問してこなかったのです

が、やっぱり検証ということも必要だなと思って、あえて質問をさせていただきました。

この中で、先日来、産業常任委員会で現業課の方々と1時間から2時間ぐらいずつ勉強会をさせていただいて、そのときに感じたことも含めて質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、いろいろ書いてあるのですが、住宅、公営住宅のことを書いてあるのはありますが、幾らお金をかけてやっても、なかなか埋まらないというところ。もっと思い切った施策が私は必要なのではないかなと思うのですが、その思い切ったことがなかなか書いていらっしやらないので、課長はそこをどのように感じているのかなと。今までやってきて駄目だったのだから、もっと方針の転換を思い切ってやったほうがいいのではないかなと思うのです。その辺についてはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） まず、公営住宅、どうしても住宅法の縛りがあって、なかなか制約もあるので、その辺を町単独でなかなか切り替えるというのが難しいというふうなところの中で、若者とか高齢者のほうは収入要件を少し高めに設定したような形で入居要件を緩和したりというふうな取組はこれまでしてまいりました。

その中で、答弁にもありましたとおり、どうしても今応募をかけても、なかなか空き部屋が埋まらないような状況になっていると。これは、長寿命化計画を令和2年度に策定したときには、我々が大体直していくもの、予防保全的に長寿命化するために改修していくもの、それから古くて、やむなく用途廃止していくものというふうなものをいろいろすみ分けをさせながら、ある程度管理する戸数を減らしていくというふうなことで計画を策定しておりましたけれども、その計画を策定した、4年程度たつのですが、そのときよりも減少傾向が、やっぱり我々が推定したときよりも数字が下がる傾向にあるのは現実でございます。ですので、用途廃止も積極的に進めた上で、良質な宅地を確保していくというふうなところも進めていかなければならないかなと思っておりますし、当然管理する戸数もどうしても震災があつたり、台風があつたりということで、倍までは増えておりませんけれども、倍に近いぐらいの、従前の通常の住宅戸数よりも倍に近いぐらいの戸数になっておりますので、そういった部分の管理戸数をさらに見直していくというふうなのは当然必要になってくるかなと思っております。

ですので、あるものはやはり当然有効的に、古くなったから壊すということではなくて、予防保全的に長寿命化を図って行って、特に木造がほぼほぼになっておりますので、そういったところの改修を進めながら、適切な管理戸数というふうなことで進めてまいればなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） もっと思い切ったことを話してほしかったなと思ったのですが、要は同僚議員がかねてから言っているように、何年住んだらあげるよみたいな、このぐらい人口が減ってきていると。仕事場もなくなってきていますよね。その中で、では起業するための施策も含めて、ただ住宅だけではなくて、全ての関係課ともう少し協議をしながら、どうやったらいいのかというところを、関連全部しているわけなので、そこでまずは住宅を整備しようと。では、その住宅に住む人たちの環境整備をどうやっていくのだ。そういうところまで考えたほうが私はいいと思うのですが、どうでしょうか。住宅を何年たてば、そうすると間違いなく固定資産税として将来的に入ってくるわけですから。いつまでもこういうふうな 1 億 4,000 万円とかけなくてもいいわけですから、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 公営住宅も処分するにしても、ある程度、いわゆる耐用年数といいますか、そういったものがあって処分の制限期間とか様々なものもございます。いわゆる戸建てのような公営住宅であれば、個人の方に譲るというふうな方法も 1 つ考えられるかなと思いますけれども、限られた敷地の中で入居者のために数を、戸数をというふうなことの考え方で整備してまいりましたので、いわゆる長屋形式、5 戸や 2 戸、最低でも 2 戸 1 ですとか、そういうふうな形の住宅がほとんどになっております。ですので、どうしても個人の方に譲ったにしても、極端な話ですけども、隣の部屋といいますか、建物、附属した部分がついて回るというふうな格好になりますし、5 戸、6 戸というふうなことになる、まさに今個人の方が所有すればアパートのようなものになってしまうというふうな状況もございますので、ですので、なかなか今我々が管理している住宅については、個人の方にそのままいわゆるお譲りするというふうな状況の中で、なかなかなじまないような住宅かなというふうに思っております。ですので、ま

ずあるものはこれからもなるだけ長く使っていただいて、要は水回りですとか、様々時
がたてばやっぱり直していきたくなったりというのはございますので、まず住んでいる
方々には、入っていただく方々には、快適な住宅を供給していくというふうなものが公
営住宅のほうでは考えていかなければならないかなと思います。その中で、住宅を求め
ている方、もしくは例えば空き家のほうの答弁もございましたけれども、そういったも
のをどうやって利活用していったって、欲しいと思っている住宅を提供できるかなという
のはいろいろ研究していかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） そのとおりなのですけれども、長屋形式で今までは建ててきた
からそのとおりなのです。一戸建てであれば、それもなかったのだろうけれども、では
古くなったからリニューアルして、リフォームして、また貸しますといっても、今度入
居者がなかなか現れないということがあるわけだから、またこれ人口が8,000人切ってし
まっている。すぐもう7,000人も切りそうな具合ですよ、このままいくと。その中で、い
つまでも同じようなことをやっていていいのか。同じような金をかけていていいのか。
そこが課題ですし、交流人口、関係人口の人たちが、では岩泉に住んでみたいという施
策のためにはどういう住宅政策が必要なのだと。あるいは仕事をするためには、どうい
う住宅政策が必要なのだと。そういうところからもきちんと考えてほしいのですが、今
あるものはもう取り壊して、それこそ16区画が分譲になっていると。同じような発想で
きませんか。いわゆる公営住宅の法律の関係でなかなかできないといいながらも、古い
ところは取り壊して住宅を、宅地で分譲してしまうというような発想にはなりませんで
しょうか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 先ほども答弁でちらっとお話ししたつもりでしたけれど
も、まず用途廃止をするというふうな住宅もございます。長寿命化計画を作成したとき
よりも、まさに本当に需要が少なくなっている状況です。ですので、その辺は毎年その
計画に沿って進めていくのですけれども、そこの中身については見直しをかけながら、
その先の部分ということで長寿命化計画のほうも事業として進めておりますので、です
ので、まず優良な土地、要は需要があるような土地、まちづくり計画のアンケートなん

か見ますと、やはり病院に近いところがいいとか、そういったアンケートの回答の方が結構多かったというふうに印象で受けております。ですので、そういった比較的需要が見込まれるようなところの部分に関しては、老朽化しても改修するというよりは、むしろ用途廃止して除却をして宅地としたいというふうなところは、その辺はある程度近い将来団地なんかを選定しながら進めていければなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） いわゆる空き家・空き地バンクもそうですが、例えばこのアパウンスの情報発信としては、ぴーちゃんだけでしょうか。紙媒体だけでしょうか。ラインは使っていませんか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 紙、ホームページで掲載したり、あとは広報でも当然周知を図って、あとは答弁書にもございますが、納税通知書に空き家・空き地バンクというふうなものの制度がありますというのをご紹介をして、目に触れたところで、ああ、これはもしかすればうちの貸す方向だというふうなことで、これは町外にも様々な納税されている方はございますので、そういう発信の方法が一つかなというふうに捉えて、そういうふうな改正、取組を続けてきたところでございます。

ラインにつきましては、残念ながら発信をしておらないのですけれども、いわゆるその所有者なり管理している方にどういうふうな形でこの制度というものを周知したらいいのかなというのは、なかなか我々もちょっと模索をしているような状況です。ですので、今ラインというふうな方法で発信するというふうなものも一つかなと思いますが、ただ私もちょうと詳しくないところもあるのですけれども、お友達登録をしていただかないとなかなか見ていただく状況にないとか、そういったものがあるかと思っておりますので、来年度以降に関しては、納税者に対してもう少し見やすいというか、目に留まるような方法で何か取組めないかなというふうなところをちょっと今研究しているところですので、まずはその登録件数を伸ばすためにどうやっていくかということをもまず頑張って取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） ホームページは自分から検索していかないと見られない。だけ

れども、公式ラインで発信すれば黙っていても入ってくるので見られるということがあるので、他の岩泉以外の近隣の市町村は結構やっているのです。空き家・空き地バンクの登録だとか公営住宅だとか、いわゆるコンテンツが今のところ、申し訳ないけれども、岩泉町のコンテンツは少ないので、来年に向けてぜひ各課いろんな情報をもっと流すべきだなと。地域整備課だけではなくて、農林水産課もそうですし、健康推進課もそうですし、町民課もそうですし、各課全部がいろんなコンテンツをつくってもらって、そうすると登録者も増えてきて、情報発信がもっと充実したものになってくるから、岩泉町ではいろんなことが起きているのだなと思ってくれると思うのです。ぜひ地域整備課長、来年はラインやりますと言ってもらえませんか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 私はちょっとどちらかというとアナログな人間で、スマホも電話と、それ以外大した使えないので、ちょっとはっきり言えないところがあるのですが、ただそういったデジタルに強い職員も当然職場の中にもおりますし、課内にもおりますので、その辺は積極的に進めるように検討してまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） 次に、結婚支援活動の推進のところに入らせていただきますが、いっぱい書いてもらってありがとうございます。ところが、若い世代がいない。男性はある程度いるかもしれないが、女性がほぼいない。前の議会では、もう少し女性の登用だったりなんだりをしたほうがいいよという話をさせていただきましたが、やっぱり婚姻する相手がいないと自然増にもつながっていかない。その施策も結婚、そこ課をもっと横断した結婚とか人生の最大のイベントですから、結婚ということが。入り口だけを今までどおりの方法で本当にいいのか。いや、もっと違う方法があるのではないかと私は思うのですが、何かプロジェクトみたいなものを組んで若い女性が岩泉町に、町内に残るような仕組みというのをつくるべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の答弁になるかどうかはちょっと分かりませんが、婚姻の状況をつかむとそのとおり、女性のほうが少ない。婚活イベント

を開催しても女性の参加率のほうがどうしても低いという状況にあります。このことは、多分人口自体も多分女性のほうが少ないのだろうなというように感じていますし、あとはそれぞれ皆さんの意識が、やはり男性のほうの意識が高いのかなというところもあるのかなというふうにも思っています。

結婚の視点から見ますと、これまで当課で対応している内容になるかと思うのですが、本来結婚はそのとおり人生の最大のイベントでもございますし、町の定住につながる部分として重要なことでもございますので、本来であれば定住の視点で結婚へつなげていくほうがいいのかなというふうには思っているところです。

そういう視点から、答弁のほうでもデータのほうの分析のほうを書かせていただきましたけれども、やはり若年の従事者の方々が減少してきていると、このことは町としても大きなことなのだろうなというふうに思っていますので、まちづくり計画の中に位置づけているプロジェクトについては、各課横断しながらやっていく当然プロジェクトだと思っていますので、引き続き現状の分析も大切にしながら、変化しながら対応していくものだなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘己君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） そのとおりなのです。どうして若い女性が外に出ていくのだろうというところの解決をやっぱり我々は男ですけれども、女性の皆さんに聞き取りをしてみたり、高校生の皆さんに聞き取りしてみたり、岩泉に残る、残りにたくない、出ていくという理由は何らかはあるのだと思います。その解決策が何かあるのではなかろうかと。どうすればいいのだと。それこそ前回も話ししましたが、兵庫県豊岡市では、コウトリプロジェクトみたいなことをやって、自然増、間違いなく若い女性も残って、今まで出ていったばかりだったけれども、残るような施策をやっているところもあるわけです。それをまねろとは言いませんが、やっぱり参考にすべきだろうなと。もう無理だというふうに頭から思うのか、少しあらがってみようかと。そういうことも、どうやればいいのだということをもっと考えてみてはどんなものでしょうか。我々も私も考えるのですが、そういうところをもっと詰めていかないと、本当に4,000人になってしまったら何もできなくなってしまうのではないかなと思うのです。そこについてはあらがっ

ていくような施策を何か、結婚の関係だけの担当の課長でそこはなかなか難しい答弁かもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

どうすれば町内に若い方々が定住してくれるのかという視点で、商工サイドのほう、観光サイドで見ましても、町内の若い方々の定住としては、やはり製造業なり、1次産業なりという分野が断然多いというところがございます。そういう意味では、商工の企業、中小企業、事業者の皆さん、そして観光事業者の皆さんの魅力のやはり向上にあるのだろうなというふうに思っています。高校生のK I Z U K Iプロジェクトもそういった観点でいろんな方々の、町内に出ているいろんなことを学んできている中で、企業を知り、その中で課題を探りながら、自分たちでテーマを決めてやってきているというところもございますので、高校生のK I Z U K Iプロジェクトをもっと大きく町民全体が受けるような形の取組にしていって、若い方々が町の魅力づくり、魅力を感じて、つくり上げていくという、そういったところが必要なのかなというふうに思っているところです。

事業者の魅力向上については、まだ現在制度的な支援策もないわけでございますけれども、いずれ課題が表面化、もっと定住に向けたプロジェクトとして位置づけるのであれば、そういった視点でもどんどん、どんどん企業の魅力向上の分野でもしていくべきではないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） いっぱい書いてもらって、そのとおりなので、後半のほうは質問ではなくて、野田村がなぜ社会増20人もあったかという、何ていうことはない。この間ある首長から聞いた話だと、久慈市の若い人が、久慈市は子育てから何から高いから、野田村に住んで久慈に仕事に通っているのだというような話をされて、何だ、そんなことかと。ただ、施策としては、岩泉町でも同じようなことをいっぱいやっているのです。なので、町内に発信するのは当たり前で、岩泉町でやっている子育てとか、いろいろこれ書いてある施策についてもラインなりなんなりでもっと外に発信しませんか。これは誰なのだろう。政策なのかな、どこなのだろうな。そういうことをもっとすべきですよ。岩泉町は頑張ってるこんなことをやっていますということをもっと外に発信すべき

だと思うのですが、どうでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今いろんな議論がありまして、私のほうでも野田村のやつは、ちょっと野田のほうにも情報収集をさせていただいて、やはり勤務地が、久慈とか八戸までが勤務地で通勤圏なのだそうです。そうすれば、野田村で保育料が無料だったり、そういった子育てがしやすいということで預けて、そして仕事に行っているというようなことも伺っていました。

今議員おっしゃったように、野田村は出産祝金が、日経新聞にも載っていますけれども、1子目が1万円、次が2子目が2万円、第3子が8万円ということで聞いています。うちのほうは10万円やっているというようなことで、こういった支援制度については引けを取らないものをやっております。やはり今おっしゃったように情報発信、これは町内だけではなくて、広くやっぱりやらなければならなくて、もしかしたら岩泉町も三陸沿岸道路ができてることによって、ここに住んで、宮古、久慈までも通勤圏、あとはもしかしたら盛岡も通勤圏ということになりますので、こういったものを広く発信をするというか、皆さんとつながりを持って、交流人口から関係人口、そしてこちらのほうに定住してもらうと。

先ほどあった議論の中でも、やはり若い女性、これは一度はやっぱり高校を出れば、大学とかで出る可能性はあります。ただ、その後に戻ってくるかどうかというところが問題でして、そこで戻ってきてもらって住んでもらうためには、前回の議論でもあったように、若い女性が住みやすい町、閉鎖的ではなくて、開かれて、若い人たちがどんどん活躍できるような、そういった雰囲気づくりというのは必要だと思いますので、そういったものは今後も力を入れてやってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 最後になりますが、今の心強い発言を聞いて安心をしております。ぜひラインがまだ登録が500人規模なそうなので、これが1万、2万と増えていって、間違いなく情報が拡散していって、岩泉町っていいところだね、楽しいところだねとなるようなものをつくってもらうことをお願いをして、終わります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時14分）

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 1 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 1 2 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 1 2 月 6 日 午 後 1 時 1 3 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 1 2 月 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから所用のため早退する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。2021年4月に初当選以降、あらゆる資源が減少する岩泉町にあって、若い人にチャンスがあり、高齢者も安心して暮らせる町を目指してきました。

人口減少が本町に与える変化は、所得低迷、若年人口流出、高齢化の進行です。このことにより、地域の共助は弱まり、福祉課題が増大しています。しかし、一方で福祉だけではなく、地域振興、経済振興においても担い手は激減し、それに伴い民間団体同士の連携も乏しくなり、結果として町政の課題解決において、企画、財源確保のみならず、担い手の確保、育成、連携調整も町執行部が全て丸抱えの状況です。

この人口減少に対する課題認識に基づき、戦略を立て、いまだ途上ですが、政策協議を進めてきたところです。このような経過を踏まえ、以下に一般質問を行います。

1つ、人口減少対応戦略について。人口減少対応策として、以下を戦略として整理しました。

- (1) 外部資金活用策、ふるさと納税事業の拡充。
- (2) 外部人材活用策、地域おこし協力隊事業の拡充。
- (3) 地域振興協議会と支所業務の見直し。
- (4) 業務の大胆なスクラップ・アンド・ビルド。
- (5) 持続可能な事業戦略立案体制、事業の受皿確保。

人口減少に伴い、地域のあらゆる資源が減少する状況に対し、町外部資源を活用できる体制が必要と考え、(1) ふるさと納税、(2) 地域おこし協力隊事業に着目し、協議を開始しました。現在は、(3) の地域振興協議会と支所業務について政策協議を始めたばかりです。地域コミュニティの実態と乖離した地域振興協議会と総合窓口としての支所業務を一体的に見直すことで、住民自治の回復、支所人員で余剰の確保を狙うものです。(4) のスクラップ・アンド・ビルドについては、新たな業務に着手するにも、既存事業の継続可否、統合、再配置など改革により業務自体をスリム化しなければ、持続可能な事業展開はできないとの認識です。大きな流れで改革を積み重ねたときに、結果として(5) 積極的な事業展開が可能になるのではないかと意図です。

そこで、伺います。町執行部では、各計画であまねく起きた現象に現行体制でどう手を打つのかを示しています。しかし、人口減少への対応として、より大胆に意図的、戦略的に町執行部の体質改善、施策の選択と集中を進める必要はありませんか。実施の要否について回答ください。また、必要な場合にはどのように進めるか、併せて回答ください。

2、外部資源活用策、ふるさと納税の事務局事業について。

産業振興策としてのふるさと納税は、小規模事業者にとって卸値ではなく市場売価で取引できること、日本全国で販売先を開拓できることが大きなメリットです。

事務局事業を民間委託すべく検討していると聞きます。事務局事業は、定型事務のみならず、新商品、事業者の開拓こそが、事業の恩恵の裾野を小規模事業者に広げ、産業振興策としての価値を高めます。

そこで、伺います。ふるさと納税の事務局事業における委託先選定基準を回答ください。

3、外部資源活用策、地域おこし協力隊事業について。

本町の地域おこし協力隊員の活躍は周知のとおりで、活動費増額が本会でも可決され、一層の活躍が期待されます。

ところが、町民からは「よくやっている」とする評価の一方、活動費増額に対する妬みとも思われる評価も聞かれるようになりました。隊員に対する社会的認知の変化は、単純に増やせばいいという局面から、一層の質向上が求められていることのあかしであり、選定基準と研修カリキュラムを更新する時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、伺います。地域おこし協力隊事業における「隊員選定基準」と「研修カリキュラム」の更新について、可否を回答ください。必要な場合は、具体的な内容を併せて回答ください。

4、地域振興協議会と支所業務の見直しについて。

地域振興協議会は、見直しが必要な時期ではないのでしょうか。地域コミュニティは、人口減少でつながりは乏しく、住民自治は危機的状況です。イベント主体の地域振興協議会も存在し、その活動と地域コミュニティの実態は乖離しています。派手なイベントによらず、地域資源、身の丈に合わせた集落形成事業を基本とし、地域コミュニティの持続可能性を担保することが必要ではないのでしょうか。

また、支所業務も証明書発行、収納に特化できれば、デジタル化で設備に置き換えられる業務、民間委託が可能な業務になります。設備投資、民間委託で人員の余剰が確保できれば、役場の業務推進体制を強化できます。

本来は、行政区、自治会、地域振興協議会と抱き合わせの自主防災協議会、地区社協、民児協、消防団など、集落点検を基に検証、評価、機能統合、補完など調整が必要であり、併せて一元的に管理しなければ、年次会議など業務の負担は変わらず、効率的な業務にはなりません。

改めて伺います。地域振興協議会、支所業務の一体的な見直しに対する可否を回答ください。また、必要な場合はどう進めるのか併せて回答ください。

5、業務の大胆なスクラップ・アンド・ビルドについて。

本町では、令和3年度から令和8年度までの6年間を期間とする「岩泉町行財政改革大綱」を定め、毎年その成果を公表しています。

給付事務において、対象者が申請せずとも給付通知が送付されてくる事業もあり、高

齢化の進む本町民にも配慮した改革が推進されていると認識しています。

ただし、地域社会、執行部の事業執行、就労状況の変遷を鑑みれば、より大胆な業務の再構築、スクラップ・アンド・ビルドが必要ではないでしょうか。また、支所の民間委託など、どこかで余剰人員を確保しなければ、大胆なスクラップ・アンド・ビルドは難しいではありませんか。進め方についても幾つかやり方があると考えています。

①、財源ごとに仕分をし、国や県の財源にひもづいた事業は保留とする。自主財源事業について仕分して、検討の優先順位をつけ、それに従って継続可否、統合などを検討、実施。

②、行政事務と、それ以外に仕分をして、行政事務以外で直営の事業から検討。

これらは、事業ごとの継続可否や一事業の委託先をどうするかだけではなく、事業同士の統合や、幾つかの事業を複合的に委託し直すことも検討すべきです。

例えば南部牛追唄全国大会と郷土芸能祭の同時開催の検討や、1度にまとめた委託が難しければ、受皿となる民間団体の育成も視野に入れ、段階的な委託も必要かもしれません。

改めて伺います。大胆な業務のスクラップ・アンド・ビルドに対する要否と、必要な場合にはどう進めるのか回答ください。

また、②に関連し、行政事務範疇外で直営が続く龍泉洞の運営、第三セクターの代表権、役員への町執行部一般職員の登用については、課題認識を個別に回答ください。

現在の景気低迷、少子高齢化、行政依存体質に至る経緯には、我々議会にも責任があります。議員定数、報酬の改定も控え、一層の議会改革を断行し、より高機能な議会としなければなりません。

当局のみならず、我々議会も改革を断行すべきとの認識をお伝えし、本席からの質問は以上です。ご回答よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1 番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少対応戦略についてであります。人口減少に対する諸課題の認識は、まさに議員と同様であります。町の体質改善、施策の選択と集中につきましては、事業

を遂行する中で起きる事象への対症療法的な対応のみならず、未来を見据えた能動的な戦略が重要であると、このように認識をしております。

P D C Aによる計画実施の見直し、事業のスクラップ・アンド・ビルド、業務改善、行財政改革を確実に実行することなど多岐にわたりますので、これら一つ一つを積極的かつ着実に進めていくことが重要であると考えております。

次に、ふるさと納税の事務局についてであります。ご案内のとおり、ふるさと納税は全国の自治体に浸透してきており、各自治体間の競争は年々激しさを増しております。

この制度の利活用を拡大していくことが、町の財政にも、地域への経済波及効果においても、地元振興策としての効果は極めて大きく、昨年度は3億円規模の納税額となっており、今後さらに伸ばしていくためにも民間の活用が必要と認識をしております。

具体的な委託先の選定基準などは、現時点では明確に定めておりませんが、いずれにいたしましても、この制度を活用しながら、さらなる地域振興に資する組立てができるよう活用方法を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。議員ご承知のとおり、地域おこし協力隊の現在の活動人員は27人と年々増加し、令和5年度においては県下で最多となっております。

また、隊員卒業後も11人が定住をするなど、移住定住施策としても着実に実績を積み上げ、成果につながっているものと考えております。

しかしながら、隊員数が増えるということは、多種多様な人材が集まり、町民の皆様からの注目の度合いも増え、よくも悪くも関心が高まることは承知をしております。

そのような中、今後の選定基準につきましては、これまでの実績やノウハウを踏まえ、面接選考の内容をブラッシュアップし、以前よりハードルを上げるとともに、移住からのミスマッチが起きないように、事前に2泊3日の研修体験プログラムを義務化しているところであります。

着任後の研修カリキュラムにつきましても、国や県が実施している研修に対して、積極的な参加を促すなど、卒業後の起業に向けた取組を支援しているところであります。

今後におきましても、選定基準や研修カリキュラムの精度を高めながら、3年後の卒業時には収入を得ながら自立して定住することができるよう、制度設計について引き続

き研究を深めてまいります。

次に、地域振興協議会と支所業務の見直しについてであります。現在の地域振興協議会は、平成17年に設立されてから19年が経過し、来年は20年を迎えるところであります。

設立当時は約1万2,000人であった人口が、現在は約7,900人となり、当時と比べ約4,100人減少しているところであります。このような状況下において、各地区の振興協議会からは、イベントの継続や諸行事への参加が難しくなっているなどの様々な声が寄せられている状況にあります。

これまでも地域振興協議会の在り方や見直しの議論は間断なくされてきてはおりますが、現時点ではこれまでと大きく変わらない活動内容となっているところであります。

現在町と各地区の振興協議会長、事務局長との意見交換が計画をされておりますので、その中で地域振興協議会と支所業務の内容などについても議論を深め、見直すべきところは見直ししながら、実効ある取組が行えるよう、引き続き地域と一体となって検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、各地区それぞれの成り立ちや個性、特徴、年齢構成なども異なっておりますので、それらも勘案の上、未来に向けてその地域に何が必要で、何を残していくのか、またどのような支援が必要で、地域における自立した取組は何かなど、地域住民が住みやすく、安全、安心なまちづくりにつながるよう、議論を深めながら方向性を研究してまいりたいと考えております。

次に、業務の大胆なスクラップ・アンド・ビルドにつきましてであります。時代の変化や将来を見据えた人員管理、財政見通しを踏まえた業務の見直しが必要であるものと、このように認識をしております。

取組方法といたしましては、例えば地方交付税を含めた国等の財源がひもづいていない町単独事業の洗い出しを行い、必要性や効果の検証の中で、各種事業の統廃合や選択と集中を行うなど、時代のニーズを捉えた新たな事業の推進に向けた体制を構築できるように取り組んでまいりたいと考えております。

個別事業の課題の認識についてであります。龍泉洞の直営事業につきましては、園地構想の実現を図っていく中で、必要に応じた民間経営への移管などについても調査研

究をしてまいりたいと考えております。

また、第三セクターにおける私の代表権につきましては、現在岩泉ホールディングスとも経営全般に関する様々な懸案への対応とともに、町と会社にとってよりよい方向性を見いだすことができるよう、定期的に協議、検討を重ねているところであります。

第三セクターや子会社への職員の取締役の登用につきましても、町の担当部署と会社との接点をきめ細かく持ち、情報の共有や意思疎通を円滑にしながら、会社の要請や依頼に対し、互いに迅速に対応できる体制づくりのため必要であるとの認識の下、登用をしているものであります。

今後におきましても、町と議会、そして町民の皆様全員一丸となり、山積する町政課題に力強く取り組んでまいりたいと存じますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、再質問はありませんか。どうぞ。

○1 番（千葉泰彦君） 人口減少対応戦略についてですが、職員の定数管理上は、結果の数値としては問題ない範囲で収まっているというふうに伺っていますけれども、若い人を中心に中途退職者が出ていて、採用も厳しいという話も一方でお伺いします。例えば保健師は、台風10号時点から12名だったものが現在6名ということになっています。定年の方がいらっしゃるというのも理解はしていますが、やはり若い方がお辞めになっていて、専門職の採用自体は非常に困難を極めているということかなというふうに思います。やることが減ったから減らしたままということではないのだろうと思うのです。やることは雪だるま式に、特に保健師さんの業務なんかは増えているのだろうというふうに思うのですが、地区担の廃止など、どうやったら現行人員でやれるのかという工夫をなさっているところかなと思いますが、能動的な戦略が必要というご回答をいただいていますけれども、具体的な中身はPDCAでの計画見直しですとか行財政改革ということで、従来の役場組織の運営の範囲で十分組織の持続可能性が担保できるという認識でこういった回答になっているのか、ご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 確かに議員からご指摘がありましたとおり、実際の職員のほうは、条例上の定数のほうはまずは満たしているということでございますけれども、現

在はやはり少子化に伴いまして、本当に若年層が少ない部分もございます。あと公務員離れもあるということで、かなり採用には厳しい状況であると。実際今職員たちから事務を執ってもらっていますが、かなりきゅうきゅう、ぎりぎりなところで進めているのかなと。国の急遽のこの前選挙もありましたし、あるいは今の給付金、支援金、そういった突発的にも入っていますので、今までの事業にプラスして、そういった仕事のほうが増加しています。ですので、かなり現場のほうは厳しいものと認識しております。

それから、例にも、お話にもありましたが、保健師のほうも現在6名ということでございますが、実際育休に入っている者もございますので、実際12名から今8名ということになっています。そこも例を挙げれば、例えば今まで保健師のところも健診関係とか、保健師自体が事務のほう、契約関係とかある程度交渉とか執っていたものを、事務職が兼ねるというふうな、今の現体制に合わせたやはり事務のほうは進め方を検討していかなければならないなど。現状に合わせた形で見直しをしていかなければならないと思っています。

あと、後半のほうにありました能動的な対応ということでの部分で、現体制での維持というのはかなり難しくはなっていますが、答弁でも申し上げましたとおり、事務事業評価なり、あるいは行革のほうも毎年進捗状況を確認してございます。その中で、年度年度で現状を把握しながら、そこで随時見直しをかけて、事務事業の見直しをかけて、何とか毎年の事務の部分ケアできるように努めていっているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉さん。

○1番（千葉泰彦君） いろいろ工夫して取り組んでいらっしゃるということで認識をいたしました。全体感の話はこれぐらいにして、個別のことについて追加の質問を続けたいと思います。

ふるさと納税事務局ですとか、地域おこし協力隊については、これまでも協議を重ねてきておりますので、追加の質問は割愛をさせていただきます。

地域振興協議会と支所業務の見直しですけれども、地域振興協議会の見直しというのは、広く言えば住民自治機能の回復、補完をするためというふうに私自身は認識していますが、当局の認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域振興協議会、これについて様々これまでも地域の方々と議論をしてきております。これからも続けていくわけですが、その中では今議員おっしゃったような住民の方が自ら、その地域のことについては課題を拾い出しながらやっていくというようなところがもともとの地域振興協議会の立ち上げの当初の目的でありましたので、そういったところがやはりやっていかなければならないということで、そこに向けて、では今何ができるのかというところを議論しているというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 地域振興協議会で推進員さんが配属されていますけれども、実際には集落支援員と兼務発令がされているのかなというふうに認識していますが、地区により推進員寄りの業務が多い地区と、集落支援員寄りの業務が多い地区ということがあのかなというふうに思うのですが、住民自治の観点で申し上げますと、集落支援員的な業務をもう少し、結果だけで申し上げますと増やすべきかという認識を当局は持っているのかどうか回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今現時点では、地域振興協議会の事務をつかさどっている地域振興推進員という方と、あとは実際今兼務になっているのですが、集落支援員とあります。今各支所全部合わせまして11人いるわけなのですが、業務としましては、集落支援員のほうは集落の状況調査とか点検、集落の在り方の話合いの促進、集落の維持及び活性化対策というような形で、我々としても集落支援員の活動というのは重要だと思っておりまして、事務局としてその推進員が持ってもらっている部分も、それはありますけれども、やはり集落支援員としての業務も、これも強化していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 先般総務常任委員会の所管事務調査において、支所長さんの業務の内容を伺いました。全ての支所長の過半、半分以上の時間が地域振興協議会の事務に充てられているという実態でしたけれども、地域振興協議会を見直すのであれば、そういう状況を鑑みますと、支所と一体的に見直すことが必要かなというふうに思っていま

すが、支所所管の総務課の認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） まず、地域振興協議会に関しましては、先ほど政策推進課長からも答弁しておりますが、当初のところ、実際流れでいけば、本当は平成13年から16年の地方分権の名の下に三位一体改革があつて、補助金も削られ、交付税も削られ、平成17年から22年に集中改革プランというのがあつて、実際のところはこれも行革を地方公共団体で進めるという中で、本町におきましてこの地域振興協議会を設立させて、町自体の行政を小さな制度でやりたいと。支所のところを本当は振興協議会に任せるとというのがあつたかと、まだ当時私も若い頃でしたので、そういうふうに私は聞いておりました。実際のところ、そういった事務を進めてまいりまして、平成25年にNPO法人化するような話もございました。ですので、何もその後進めていないわけではなくて、随時検討は進めてきたところでございます。

ですので、実際のところ各支所のほうは、ただNPO法人の関係もやはり地区のほうから賛成のほうの声がなくて、反対があつて、まだそういった段階ではないというような話であつたようでございます。ですので、今でも、結局今のところ各支所長が地域振興の中で、合併前の旧村単位の地区のところでは、前の会長さんとともに村長さんのような形で進めてもらっておりますので、もう一人の職員のほうは本当の行政事務分、窓口分をやっておりますが、やはり支所長の分の地域振興に関わる部分というのは重要な部分なのかなと思っております。随時今までも町長のところには、支所長からは来てもらつて、現在の地域の状況と、あと課題等も、年に4回はまず面談をしているところで、話をしておりまして、状況把握はしているところでございますので、まず地域振興と行政事務の分を切り分けるのではなくて、やはり今のところの状況であればまだ必要な部分なのかなと私のほうでは、総務課のほうでは思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 地域の課題ということでしたけれども、何か統一の書式とかというのはあるものですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 地域の課題ですけれども、答弁でも申し上げておりましたが、

各地域によって条件も違いますし、課題も違ってしますので、その辺のところは各支所長からポイント、ポイントで説明してもらいながら、その対応等を聞き取りして、またそれをうちのほう、本庁のほうでも踏まえながら、対策のほうを考えているような手順になってございました。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 地域の課題というのは、例えば自治会単位なのか、では民生委員はどうなのか、行政連絡員はどうなのか、充足率は民生委員も行政連絡員も100%というふうにお伺いしていますけれども、社協の活動がどうなのかとか、老人クラブですとか、そういった地域の活動を一元で整理した上で、課題はここの部分ですというようなことをフォーマット化していかないと、言った、言わないですとか、それを受けて何を改善すべきかという着眼点が標準化されていくことが必要かなというふうに思っています。そういった意味で、きちんと本所のほうでフォーマット化して吸い上げるというような、そういう業務の進め方が必要かなと思いますが、認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 確かに課題のほうを一元化する必要というのは重要だと思っています。ただ、今までも縦割りの弊害はあるかもしれませんが、それぞれの例えば民生委員さんであれば、そういったところの会議の中で、あとは消防団であれば消防団という組織ごとの会議がございまして、そこでまず課題のほうは集約してございますので、また各地域振興協議会の役員の中には、岩泉町の場合なかなか人材の部分もございますので、みんな兼務が多いです。ある程度会議の中ではそれぞれの立場のところから課題のほうも拾い上げることが可能でございますので、そういった部分で今は取り組んでいるところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 支所自体は、総合窓口だと思うのです。個別で所管の課が指示を出す、それを受ける、どう調整するかは現場に任せているというやり方は、非常に現場の負担が大きくて大変なのではないかなと思うのです。なので、本庁の所管同士も情報を共有して、同じプラットフォームというか、一元化された状況の中でこの部分という認識を持って支所とやり取りをするということをしないと、支所の負担は非常に大きい

のではないかと思います。

それはどういうことかという、例えば先ほどコロナですとか経済対策で給付金の話ありましたけれども、国は現場の市町村の状況を考えずに、出せ、出せと次々に来ると思うのです。それをやっている場合かということがあって、コロナの対応と給付事務が福祉に偏ってしまうこととかというのは、省庁は関係ないですね。それと同じことが本所と支所の間で起こっているような気がして今聞いていますけれども、改めて伺います。本所の所管、関わる人たちがきちんと整合性を取ってそれぞれの支所に指示を出す、連携するという業務の進め方に変える必要があるか、ないか、お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） その点につきましては、議員ともしかすれば認識が違うのかもしれませんが、我々のほうは支所と本庁のところは情報を共有しながら、窓口のほうでまず間違いないことが、迅速に処理して間違いないように進めているということでございますので、そこは情報を共有して、例えば業務のほうも6年度であれば、今年度であれば特別減税等もございましたが、その取組については税務出納課のほうにお願いするとか、業務でも偏らないような形で、庁舎内の中でもそこはバランスの部分は協力してもらいながら調整はしているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 総合窓口である支所の業務の見直しが、本所の業務効率の改善につながるというような認識はお持ちかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在各支所は総合窓口に確かになってございます。業務の効率から考えれば、先ほど前段のほうでもありましたが、ある程度民間のところからも、そういった行政事務分の、窓口分の証明書発行とか、そういったものはできますよというようなお話も伺ってございますが、やはり支所のところは地域振興部分が結構大きいところでございますので、例えばある程度証明事務等を委託して、その分で職員が本庁のほうに来るとなれば、人数的な部分であればかなり業務的な部分は向上するのかと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 地域振興協議会が担う社会教育事業ですけれども、NPO法人ばあとなあさんも社会教育事業を担っているかと思います。そういったところで事業のすみ分けですとか統合、再配分といったようなことで効率を上げるというような検討も必要かなと思いますが、認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今議員のほうから例が挙げられました社会教育事業なのですが、以前私も教育次長で教育委員会にいましたが、その際もNPOばあとなあでやっている社教事業と地域振興協議会でやっている事業のほうがある程度目的が重複する部分もございますので、そこは一緒に、同じ事業に共催する形でやっていこうということで進めておりましたので、そういった部分は取り組んでいるところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 地域振興協議会及び支所ということですが、今お伺いしており、やはり一体的でないと見直せないのかなという認識であるということでは間違いなんでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在の地域振興協議会の体制あるいは町のほうでの体制からいきますと、今の状態なのかなと。ただ、議員からご指摘がありましたとおり、この後職員自体も数のほうが確保できなかつたりなってきましたと、ある程度業務を縮小していかなければならないと。そうすると、そのところはやはり地域振興協議会で行ってもらう部分と行政部分、そこは整理をして、相談をしながら進めていかなければならないと思ってございますが、やはり一朝一夕、あるいは一足飛びでそのところは進められるものではございませんので、やはり地域振興協議会の方々とご意見をいただきながら、当局のほう、我々のほうもそこにちゃんと説明できる分の根拠なるものを示せる形で準備していかなければならないかと思ってございますので、そういった準備を進めながら、お声を聞きながらやっていければと思ってございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） オセロのように駒を打てば色が変わるという類いのものではないのだと思うので、種を植えて、水をやってというような時間がかかることだろうという

ふうに思いますが、現場との情報共有を図りながらスムーズにしていいただけるようお願いをします。

業務の大胆なスクラップ・アンド・ビルドについてですが、私は行政事務と、それ以外についての仕分をして整理をかけるというやり方についてはどうかという問いもしていますが、ご回答の中では財源ごとに仕分をして、水分から精査をするということでご回答いただきました。行政事務とそれ以外という仕分について、有効かなというふうに思っていますが、認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 先ほどのまず財源に関する部分、あるいはそういった行政事務か、行政事務以外かという部分は、未来づくりプランのローリングの際、また予算編成の際もそこに着目しながら優先順位を決めてございましたので、行政事務かどうかというのは、その辺のところは意識しながら事務のほうは我々のほうも進めているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 個別になのか、どうなのか。所管の課をまたいだ事業同士をどうできるかといったような、そういう視点が現状のやり方で確保できているのかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦英二副町長、答弁。

○副町長（三浦英二君） るるこれまで1 番議員からはご質問を賜っているわけですが、基本的には支所というのは、これは自治法で定められておりますので、それに定められている事務はしっかりと支所と、支所業務の中でこなしていただく必要があるというのがまず1 点でございます。

そのほかに、岩泉町では1 町5 か村が始まりでございますので、その区域ごとに地域振興協議会という組織を設置して、地域振興に特化をした事業を進めてまいるということでこれまで取り組んでまいりました。これが20年も経過をするということでございますので、これまでも以前から議会のほうからご指摘をいただいております、どうこれから持っていく、今後どうするのだということについての総括をまさにこのタイミングで行うということで今政策推進課のほうで対話を重ねているというような現状がござい

ます。

そして、行政事務、町で行っている事務全般につきましては、ご案内のとおり補助金のひもづき事業というのがございますので、これは補助制度の中に合致する事業を行っていくというのが、これが原理原則でございますが、そのほかにまさに全国の地方自治体固有の課題、問題があるわけでございますので、それらについては国、県、そのほかにも民間の団体等を通じた財源、これをまず確保を念頭に置きながらも、あとはいわゆる議員ご指摘の岩泉町の真水の部分、これらを使いながらの個別の施策、小さい施策を展開しているわけでございますので、それらを見直しに当たりましては、当然私を先頭に財政、企画の部門が各課から意見を吸い上げまして、そして人員体制なり、次年度の業務の方向性等々を議論をしながらやっておりますので、全般的には個別に動いているということではなくて、町長以下の中で職員が共有認識を持ちながら業務に当たっているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 例えば先ほどの質問の中でも、地域振興協議会を入りに質問をしてきたわけですがけれども、地域振興協議会を政策推進課が総括をしようとしているということは理解はできるのですけれども、総括をしたから結果がすぐ変わるものではないという理解もしています。ただ、ではそれというのは、地域振興協議会を見直すというのは支所業務の見直しも一体でやっていかなければいけないのではないですかというふうに思ったときに、そこの横串といいますか、そこが見えないです。では、民生委員を所管している町民課は協議に入らなくていいのかとか、社協支部もそうですし、老人クラブ等もあれば、では包括支援センターを持つ健康推進課の目線は必要ないのかといったようなことが、支所で行われる業務に関わる人たちのそれぞれの目線、思惑を整理した上で、共有した上でないと、地域振興協議会だけを見る、結果としてイベントの事業費を増やす、減らすみたいな結果ではなくて、住民のつながりをどう確保するのか、最低限の線を決めて、やれるところには自立に向けて頑張っていただくというようなことを考えたときに、実務レベルで人のつながりを見るそれぞれの所管がありますよね。そういったところを一元的に見ていく必要があるのではないのかなという認識です。

そういった意味で、横串が刺さっているのであればいいかと思うのですが、ちょっと

質問している中で、その横串がよく分からないということで質問していますが、改めて申し上げますけれども、いろいろ従来の行政のルールの中で取り組まれているということは認識していますけれども、一步踏み込んで、もう少し横串を刺して取り組む必要はないのかどうか。

例えば私は小本地区ですけれども、津波の被害も想定したときに、自主防の所管はそこには認識を出してこなくていいのかとか思ったりするわけなのです。そういう横串の刺し方があるのであれば、あるというふうなご回答をいただきたいし、ないのであれば、もっと踏み込む必要があるのであれば、もっと踏み込んでやっていく必要があるという回答がいただきたいです。改めてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） おおむねご指摘のとおりでございます。政策推進課、担当課のほうでは地域振興協議会の活動を主に考えているわけでございますが、支所業務にとりましては、今の議員のご指摘のとりの現実でございますので、それは私どもも認識をしてございます。したがって、振興協議会のみを見直しということのみではなくて、今のご指摘のことを勘案をしながら、私どももそういった庁舎内の立場で見直しをしていく、これは議員のご指摘はそのとおりと認識をしております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） ちょっと話を戻して、地域おこし協力隊のところに行きたいと思っています。ネガティブな町民の評価が出始めているというのはそのとおりかと思いますが、答弁にもありましたけれども、やっぱり以前は若い気の利いた方が自分の地域に来ていろいろやってくれてありがたいという、そういう認識だったと思うのですけれども、そこが地域で何か事業を起こして飯を食っていく中で、地域に貢献する人たちだという、そういう認識に変わってきたのだらうというふうに思うのです。なので、厳しい評価もあるということですが、答弁の中にあつたとおり、だからといって、彼ら、彼女たちの取組が評価に値しないとかということではないと思いますので、一層彼ら、彼女らを支援するような、そういう研修カリキュラム、選定基準であってほしいというふうに考えています。認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊につきましては、これまでもお話ししているようにかなり増えてきております。増えてくるということは、いろんな方々が全国から集まってくるということでございますので、そこには町民の方の見る目もあります。地域おこし協力隊の方々も自ら頑張ろうと思って当然来ているわけです。その中で今取り組んでもらって、幸い現時点では定住していただいている方がかなり多いと。これは、現実として、かなりそのところは町の思いであつたりを皆さんも分かっていたでいて、岩泉にいて頑張っているという状況だと思います。

いろんな方々が来るということになれば、それぞれ本当に起業できる経営者のような方が来るわけでもなくて、様々な新卒であつたり、いろんな方々が来ますので、その中ではそういった定住してもらうためのカリキュラム、こういったものは必要だと思っております。様々手は打っておりますが、今後も皆さんが定住してもらうためのカリキュラムというのはどんどん、どんどんブラッシュアップしながらやっていかなければならないなという思いでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 例えば移住定住政策の大きな事業かなと。その中で中心を占めるものになっているかなというふうに思うのですが、空き家・空き地バンクみたいなものも併せて考えていくことも必要ではないだろうかというふうに思っています。地域整備課がそういう目線を持てるのか、横串を刺すということが、今私が申し上げたような発想につながっていくべきなのではないかなと思うのですが、できるかどうかは別にして、個々に持っている事業同士がどう連携すると相乗効果が生まれるか。民間の出し先、受け手を想定しても、そういった事業の組立てが必要かというふうに思っているところです。

9 月定例会決算審査特別委員会の席上で私は町長に総括質疑をいたしました。町長答弁は、生き残るためには役場も町民も議会も痛みを伴うのだということと併せてワンチームで乗り越えようということで力強いご答弁をいただいたというふうに認識しているところです。今回の質問は、私も議員なので票が欲しいですが、見直して最小限のことで最大限の効果を発揮すべきではないかという趣旨で質問をさせていただきました。改めて痛みを伴うですとか、ワンチームでやっていかなければいけないということ

に対して町長の所感を最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） おっしゃるとおりであります。これまでのバブルの時代から右肩上がり、今はもう安定成長から本当に低成長に移行してきている。岩泉町の人口もこれだけ減少してきているわけでありますから、従来の発想でまちづくりというのは、これはもうできない。やっぱり新たな発想を加えながら、持続可能なまちづくりを進めていくということになるわけでありますから、今8,000人を切っているということは、今の財政力の中でも従来のような住民サービスというのはもうできない、そういう厳しい現実があるわけでありますから、そうしますと町としてもやるべきことはしっかりやる。そして、今の実態を分析しながら、どこにどういう手を差し伸べたらいいのかということとはこれから精査をもっともっとしていく必要があるのだろうと、そう思っております。

それから、やはり各種産業団体等においても、町のほうに何かあれば要望をして、何とか予算をお願いできないかというようなことも、これは従来のような水準ではもうできないということなわけであります。そうしますと、やはりそれぞれの産業団体を地域の住民も町も発想を変えながら、より選択と集中を加えながら、最小限の経費で最大の効果を発揮するためにはどうするのだということは、これは大いに町としても議会も含めて、町民も含めて、そういう発想を切り替えていく必要があると。そうでないと非常に厳しい、そういう状況があるわけでありますから、今振興協議会の課題も出ました。様々なことでこれまでの発想をみんなで変えていきたいと思います。そして、みんなで力を合わせることが必要だと。自らやれるものは自ら汗をかいてくださいと。町も汗をかきます。そういうような切替えが必要。ですから、痛みを伴うこともあるわけでありますから、私はこの前の総括質疑の中でも、これからの時代は決意と覚悟が必要だというようなことをお話をしたわけでありますから、これからはしっかりと議員の皆さんと本当に本音で、本当に一つ一つの案件について丁寧に議論をしながら、そして町を本当にどうするかという大きい視点の中で、個々の問題についても精査をすることはする、そして行政改革の徹底をする、自ら汗をかいてくださいということも、やっぱり我々も今まではそうでなかったわけであります。できるだけ町民の多くの皆さんの声を聞きながら、それをできるだけ政策の中に反映をしながらやっていくということでできたわけであり

ますが、これから5年、10年、20年を見据えますと、それはなかなかできない。ですから、お互いにそういう考え方を変えながらやっていく、そういう厳しい時代に入ってきているということでもありますから、今日の1番議員の質問も非常にそういう点では私も共通する部分もあると私は思っておりますので、みんなで変えながら、これは取り組んでいく必要があると、そんな思いでございますので、これからは議員の皆さんの力も借りながら、お互いに切磋琢磨し、場合によっては少し激しい意見交換もしながらも、未来のまちづくりについて大いに皆さんと一緒にあって議論しながら、これは明確な処方箋、そういうものもないわけですから、大いに悩み、苦しみながらも、そういうことで取り組んでいきたいなと、そんな思いでありますから、その中心の母体である役場も行政改革も徹底をしていかなければならない。事務事業の見直しも進めていかなければならない。そして、重点化を図りながら、これを進めていかないと大変な状況がありますので、そういう思いでありますので、この点についても深くご理解を賜りたいと、このように思っているところであります。

○議長（菊地弘巳君） 以上でよろしいですか。

○1番（千葉泰彦君） はい。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

次に、7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、物価高騰対策について質問します。

「失われた30年」がもたらした経済と暮らしの困難に、物価高騰が追い打ちをかけています。ここに来て物価高騰は止まらず、12月に予定されている食品の値上げは、乳製品など628品目、年明け以降も約500品目の見通しと物価値上げのオンパレードです。

県の資料によると、盛岡市消費者物価指数は、令和2年を100として、令和5年が107.6、令和6年8月は110.6。一方、日銀が発表した国内企業物価指数は、令和5年が119.6、令和6年8月は123となっています。

この数字は、中小事業者が生産・流通コストを適正に価格転嫁できていないというこ

とです。農畜産業では、飼料、肥料の高騰、高水温で不漁が深刻な漁業、実質賃金も8月から下がり、年金収入も追いついていません。「町内中小事業者・町民を応援する支援」は待ったなしの課題であります。このような実態をどう受け止めているか。そして、どんな支援が必要と考えるのか。町長の所見を伺います。

次に、新年度予算編成を鑑み、この1年で一般質問した中から状況の変化を踏まえて、以下の3点について再度質問します。

欧州連合の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」は、「2024年の世界平均気温が過去最高になる見通し」と発表しました。今年の6月、7月もかつてない猛暑に見舞われ、「地球の沸騰化」を実感する事態となっています。地球温暖化による異常な暑さは、体へのストレスとなって、熱中症などを引き起こすだけでなく、気づかぬうちに命を奪うことから、「サイレントキラー」とも言われます。

そこで、1点目の質問は、地球温暖化から命と暮らしを守る課題、「高齢者・低所得世帯のエアコン設置への補助について」です。

「高齢者や低所得者に限らず、町民の生活環境の向上や健康面の観点から、多角的に検討を重ね、国や県の動向も注視し調査研究をしていきたい」との答弁をいただいております。すばらしい答弁でした。そこで、調査研究はどこまで進んだのか伺います。

2点目の質問は、地球温暖化に抗する再生可能エネルギー拡大の課題、「住宅等への太陽光発電設置への補助制度の創設について」です。

「本年度策定する地球温暖化対策実行計画において、重点対策の一つとして位置づけ、国の補助制度の活用も視野に入れながら検討していきたい」との答弁をいただいております。これもすばらしい答弁でした。そこで、検討はどこまで進んだのか伺います。

3点目の質問は、高齢者の社会参加を促進する課題、「加齢性難聴者の補聴器購入の助成について」です。

「前向きに検討をしていきたい」との答弁をいただいておりますが、検討をどこまで深めたのか伺います。

本席からの質問は以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7 番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、物価高騰対策についてであります。議員ご指摘のように、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ危機等、国際情勢を起因とする原材料価格の上昇、円安による海外からの輸入コストの増加などを背景とする物価高騰が長期化をしており、町内のみならず、全国で先行き不透明感を拭えない厳しい状況にあると認識をしております。

これまでも国、県の支援策や、町民生活に与える影響等を踏まえながら、低所得者、子育て世帯、中小事業者あるいは農林水産業者など、あらゆる分野に対し支援策を講じてきたところであります。

現在国におきましても総合経済対策が閣議決定をされ、住民税非課税世帯に対する 3 万円給付など、一般会計補正予算 13 兆 9,000 億円の年内成立を目指しているところであり、本町におきましても、これらを受けた国、県の対応や町内経済状況等を踏まえ、効果的な物価高騰対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者・低所得世帯のエアコン設置への補助であります。県で実施をした調査結果では、令和 5 年度に 6 市町が時限的な制度として補助を実施しており、7 年度の実施予定は、現段階で 3 市町村のみと伺っております。

本町といたしましては、小まめな水分補給やエアコンの使用を促すなど、一人一人が自らの命を守るための対策を取れるよう、保健師等の訪問時やぴーちゃんねっとを通じて呼びかけを行ってきたところであります。

独居世帯や老老世帯への訪問等の際に感じることは、暖を取るこたつやストーブであれば生活習慣としてなじみがありますが、夏の時期に使用する冷風機器等につきましては、費用面等を気にして控える傾向もあるようにも感じております。

今後におきましても、地球温暖化に伴う熱中症のリスクは、高齢者等のみならず、町民全体の健康に影響を及ぼすことでもありますので、引き続き熱中症予防対策への注意喚起等を徹底をしながら、必要なサポートを強化、そしてまた継続をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、太陽光発電設置への補助制度についてであります。現時点では国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の支援制度の活用を視野に入れながら検討を進めているところであります。

また、補助金額や要件等につきましても、より多くの方々に活用してもらえよう、電力の地消地産の観点も踏まえた「岩泉町地球温暖化対策実行計画」の策定作業と併せて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてであります。高齢者にとりまして「耳の聞こえ」が解消されることによって、日常生活の質の向上、社会参加の促進などが期待されることは、議員と同様の認識であります。

補聴器の購入助成は、障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を所持する方、いわゆる重度・高度難聴者を対象に行っておりますが、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を踏まえますと、重度・高度難聴者以外の高齢者に支援を拡大することで、広く難聴に悩む高齢者の日常生活環境の向上が図られるものと、このように認識しております。

このことから、助成事業を実施している他市町村の事例も参考としながら、令和7年度からの実施に向け、具体的な制度設計に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問はありませんか。どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） まず、今臨時国会が開かれていますのですが、その中で私が注目しているのは、重点支援地方交付金、臨時交付金です。このことに注目しているわけですが、内閣の考え方としては、昨年度よりも多くの交付金を出したいと。それから、あと自治体が自由に使えるような、そういうふうな形にしたいということでやっています。本町でも臨時国会での予算の成立を待っていると思うのですが、その制度設計については、今までやってきた給付金とか、そういうふうなものを基にして、既に形、設計はしているのかどうか、その点はどうなのでしょう。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 現在、議員からお話がありましたように、国のほうで臨時国会が進められてございます。先週末、11月29日に閣議決定である程度の補正予算の内容のほうを県を通じて各市町村にも入ってございました。今週初めから具体的な内容も伝わってございます。今現在、町のほうでは各関係課のほうにその情報を共有しながら、

今はまず課のほうで町民の皆様の状況を確認しながら、こういった施策が一番効果があるのかというのを進めてもらうことで事務をしているところでございます。

といいますのも、実際のところ物価高騰でございますので、これが町民だけではなくて、結局県民、全国民、皆さんにそういった負担が増になっているところでございますので、ある程度町でできる分の限界がございます。金額的な部分でもございますし、恒久的に支援等できるわけではございませんので、そういった部分でまず何に重点を置いて町のほうで取り組んでいくかということの検討になりますので、そのための今は情報収集等進めてもらっているところでございますので、また機会を捉えて補正予算等を庁内のほうで相談しまして、それからお願いするようになると思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 各課に今の答弁のようにやっているということなのですが、私は繰り返し、繰り返しの支援、給付というか、支援が必要だと考えます。絞ると言うのですけれども、その絞ることによって欠けるところも出てくるわけですから、やっぱりそこを全面的というか、全分野に届くような、そういうふうな形が望ましいと考えるのですが、この点についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議員のお気持ちのほうも我々もそのとおりに思っておりますが、しかしながら、物価高騰も2年半あるいは3年間も続いてございます。非課税世帯の給付等行ってきたり、本年度は特別減税で、今度は課税者のほうへの支援等行っているところでございます。ただ、状況はまだ変わっていないということで、ただ先ほども申し上げましたが、町でもできる部分の限界がございますので、その中で町でできる部分の範囲のところ、まずは議員の皆様からも情報提供いただきながら、どの部分に、では今一番力を入れなければならないかというのを検討して、それで対応のほうをしてまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 次に進みます。今年度6月、7月は猛暑だったのですが、高齢者世帯の中で熱中症で救急搬送された事例はありますか。どうでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山崎幸助消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答え申し上げます。

昨年、今年も同じく熱中症で搬送された高齢者の方はいらっしゃいます。それで、去年より今年は若干少なめだったというふうに認識しております。具体的な数字は、今手元に資料がございませんが、去年と比べれば大体10件ぐらいは開きがあるのかなというふうに認識しております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 進みます。再生エネルギーのことについてですが、町で発電をして、そして町で使うと、そういうふうなスタイルの目標なのですが、そういうことはシステム的に東北電力を通さないでやるということなののでしょうか。その点はどのようなでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 町で今考えております再生可能エネルギーの推進の部分なのですけれども、地域新電力というものを立ち上げて、そこで例えば公共施設がスタートになるかと思うのですけれども、そこから電気は供給すると。小売のような形です。これについては、極端に言えば東北電力さんも小売をしていますので、そこはライバル関係になる部分かもしれません。送電というところは、もう自由になっておりますので、それは送電は自由にできるということです。町では地域新電力を立ち上げて、そこに地域でできる電気、水力、風力、太陽光、こういったものを供給しながら、町内で消費するというようなシステムを考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） すばらしいですね。東北電力を通せば、F I T、抑制がかかるのですよね。F I Tの制度でやっているところでは、抑制がかかって、当初の計画から計算を大きく外れて大変なところが今全国ではいっぱい出ているのですが、私が質問した住宅等への設置の太陽光発電に関してですが、これは一般家庭とか小規模なものですから、東北電力を通す形にはなるのですよね。この点はどのようなでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 基本的には、今現状ではF I Tという固定買取りで、個人であれば10年とか、そういった形で価格を設定して買い取ってもらうというのは

ございます。あと太陽光であれば、様々F I Tではない、非F I Tというような形で自家消費をしながらやるものとか、あと今制度もF I Pとかという市場に連動したような形も出てきていますし、あとP P Aといって屋根を貸して、そこから自家消費した残りを売電するとか様々なパターンがございまして、町では一番有利な形で皆さんが使えればいいし、電気代を抑える。当然自分のところでは、消費する分は自分のところで消費しながら売電したりという、そういった個人の方にもメリットがあるような形で進められればいいかなと思っておりますし、町では公共施設等には設置をした分は町でも売電をしながら収益が出るような形も取りたいと思っておりますし、地消地産ということでいけば、地域新電力にできるだけ自前の電力をもって安く供給すれば、安く皆さんに提供できるというのもございますので、それはこれから5年、10年、20年という長い期間に当たりますけれども、そういった形で進めたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） そういうことで、岩泉町地球温暖化対策実行計画の策定とありますが、これは期限を設けているのですか。何月までに作成するとか、その点はどのようにしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今年度策定しておりますのが、地球温暖化対策実行計画の区域施策編というもので、これを年度末までに策定したいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） ということで、私が質問している太陽光発電設置への補助金については、見通しは持てるというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 太陽光発電については、再生可能エネルギーの推進計画の中でも進めるということにはしております。まずは、公共施設、こちらのほうへの設置を優先的に考えておりまして、個人住宅につきましては答弁いたしました。補助金、こういうものが制度設計されておりますので、こういったものも見据えながら検討するということでございます。現時点では、次年度、その次も含め検討中ということになっております。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎寛次郎君） 進みます。補聴器に関してですが、ほかの市町村の事例も参考にしながらということで答弁になっています。宮古下閉伊地区では岩泉町だけがまだ補助金出していないのですが、ほかの市町村ではどういうふうな制度になっていますか。分かっていたらお願いします。宮古下閉伊でどういうふうな形になっているか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

町長答弁でもありましたとおりでございますけれども、高齢者に含まれなくても難聴という区分で捉えますと、重度の難聴、高度の難聴という区分があります。その下には中等度程度という区分がされているようでありますが、重度、高度は国の制度的に補助制度があるというところでございます。宮古管内の状況も確認したところ、その下に当たります中等度程度の難聴者への支援というところで制度、要綱等つくられていると認識しておりますので、当町もその部分への支援ということを考えていきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7 番、どうぞ。

○7 番（林崎寛次郎君） そこで、私の質問は高齢者ということで質問したのですが、私自身が気がついたので、高齢者に限らないで、年齢を取っ払うというか、高齢者に限らないという点については検討課題に上ったのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今までの検討といたしましては、介護保険制度あるいは高齢者福祉事業という観点からでの検討を進めてまいりまして、昨年度ニーズ調査をした中で、やはり高齢者に対する補聴器の購入が助成がお願いしたいという回答もございました。当課で検討した結果、認知症に対する部分でやはり耳の聞こえ等というところが向上されれば、日常生活への影響が、高齢者の方々の日常生活がより向上するというふうな観点で検討しておりますので、今議員がおっしゃるトータル的な検討というのは、ちょっとそこまではしておりませんでした。高齢者に対するというふうなところでの制度設計を考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7 番。

○7 番（林崎竟次郎君） 次に、金額の問題なのですが、宮古地域の市町村では幾らぐらいでしょう。宮古市、山田、田野畑かな、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 今現在捉えているところでの回答とさせていただきたいと思いますが、宮古市、山田町等は購入費の9割の助成というところで、上限が4万2,000円程度というふうなところではホームページ等々で出ているようでありますので、ここら辺を原則と考えながら制度設計してまいりたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7 番、どうぞ。

○7 番（林崎竟次郎君） 補助額が9割というのはすばらしいのですが、ただ現実的には補聴器というのは高いものなのです。だから、それを考えればギャップがあるなど感じるのですが、そうはいつでも本町でもそう豊かではありませんから、やっぱり無理な要求はできないのですが、ただ少なくとも宮古、山田、田野畑に負けないような金額で検討してもらえればと思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 今まさに新年度予算編成の途中でございますので、鋭意頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 7 番、どうぞ。

○7 番（林崎竟次郎君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで7 番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

次に、4 番、畠山和英さんになりますが、ここで4 番議員に申し上げます。時間を気にしての議論とならないようにするために、あらかじめ昼食休憩を挟んでの一般質問となることを申し伝えます。よろしいでしょうか。

それでは、4 番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4 番 畠山和英君登壇〕

○4 番（畠山和英君） 4 番、畠山和英です。令和6 年第4 回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政施策推進の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。まず、酪農の活性化について伺います。

令和7年は、ホルスタイン種導入130年の節目の年に当たります。日本にホルスタイン種が明治18年に導入されて140年、岩泉町にホルスタイン種の種雄牛が明治28年に導入されてから130年の節目の年と伺っています。歴史ある酪農の町として、生産者、関係機関、団体等が一体となって連携、協力し、諸行事、事業の「かんむり化」や酪農業の宣伝、振興をするなど、イメージアップを図る記念事業を推進し、低迷している本町の酪農業を盛り上げてはいかがでしょうか。ご見解を伺います。

また、令和7年度は5年に1度開催されるホルスタイン種の全国共進会が北海道安平町で開催されます。ぜひ本町から全国共進会に出品牛が出ることを期待しています。生産者、関係機関、団体等が協力、連携して、一丸となって全国共進会出場に向けた取組を通じ、全国共進会への出場とともに酪農の郷づくりの機運を盛り上げて生産振興につなげていきたいものです。町長のご所見を伺います。

次に、畜産業・酪農業への支援について伺います。

畜産、酪農を取り巻く環境は、資材高騰、子牛価格の下落、ふん尿処理対策など、国際情勢、高齢化、労働環境の影響等により厳しさを増し、経営課題が山積しています。

個々農家の努力のみでは継続した経営が困難な状況と見受けられますが、当面する課題、懸案事項をどのように捉えて対応していくのか、その振興策について伺います。

次に、畜産物生産に係る資材高騰克服対策についてであります。

現下の畜産物生産に係る資材高は、これまで経験したことがない状況で、このままだと経営継続ができない農家も出てくると、支援策を望む声が上がっています。

そこで、畜産物等生産に係る資材高騰の状況をどのように捉えているのか。今後の資材高への克服対策をどう講ずるお考えか伺います。

また、今後も資材価格は高値で推移すると思われますことから、中期的には粗飼料を自前で確保する基盤整備が望まれます。飼料畑の造成、牧草地の更新など粗飼料の生産基盤の整備、確保についてご見解を伺います。

次に、生乳生産量の確保、増産対策についてであります。

本町の生乳生産量は年々減少しています。岩泉ホールディングス株式会社のミルクプラントで使用する原乳は、町内産では確保できない状況とも聞きますが、維持、増産対策にどう取り組むお考えか伺います。

この酪農家の生乳増産のための牛舎、設備など、生産基盤の整備導入状況と今後の見通しを伺います。

また、ホルスタイン増頭対策の一つとして、大牛内育成牧場の大規模改修の整備の見通しを伺います。

最後に、畜産ふん尿処理対策についてであります。

畜産農家の中には、ふん尿の処理、処分が思うようにできず困っているところが散見されます。堆肥センターへの新規受入れはできないとのことから、家畜ふん尿の処理方を考えなければなりません。

家畜ふん尿の処理、処分が思うようにできず困っている農家はどれぐらいあるのか。この処理対策として、相談、指導とともに堆肥盤整備や、牧草地、飼料畑への散布による還元など家畜ふん尿の処理、処分の支援策を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） ４番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町へのホルスタイン種導入130年に伴う事業についてであります。本町の酪農は明治28年に横浜からホルスタイン種を導入して以来、酪農家をはじめとした多くの関係者の改良、増殖の努力により、今日の酪農の礎が築かれたものと認識をしております。

ホルスタイン種導入記念事業につきましては、平成7年度に100年の記念事業を実施したところであり、記念誌の発行や講演会等を行いました。議員ご案内のとおり来年度は130年の節目を迎えます。

ご提案をいただきました酪農関連の諸行事における「かんむり化」については、町主催事業はもとより、生産者や関係機関等にも呼びかけ、酪農の町としてのPRを行ってまいりたいと考えております。

また、記念事業の開催につきましては、まずは生産者の意向や先人が築いてきた歴史をつないでいくという機運の醸成が重要であると考えておりますことから、関係者等との協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、全国ホルスタイン共進会につきましては、議員ご案内のとおり令和7年10月25日から26日にかけて北海道安平町で開催をされます。

本共進会は、「乳牛のオリンピック」と称される5年に1度の大会で、乳器構造の機能性や骨格構造の正確性など、乳用牛としての資質が審査をされ、本県を代表する出品牛は来年夏の県の共進会において選抜される予定となっております。

本県の代表に選抜をされることは、地域や酪農家の改良努力の成果が認められることでもありますので、本町の酪農家の皆様には、全国大会を目指して機運を盛り上げ、多数の優良雌牛を出品していただきたいものと、このように考えております。

次に、畜産、酪農への支援についてであります。本町の畜産、酪農は、農業粗生産額の約85%を占める基幹産業でありますことから、現在の生産規模を維持していく対策が重要であると、このように認識をしております。

町といたしましても、重点支援が必要な施策を選択しながら、各農家の経営努力と併せ、JAなど関係機関等が一体となった振興策を検討してまいりたいと考えております。

次に、畜産物生産に係る資材高騰対策についてであります。議員ご案内のとおり、国が公表している農業生産資材の価格動向を見ますと、令和6年度においても高止まりが続いており、特に飼料価格が高騰しておりますので、生産物の出荷価格が上がらなければ、今後も厳しい経営が続くものと認識をしております。

現在国において飼料高騰対策などが検討されていると伺っておりますので、国、県の動向を注視をしながら、町としての支援策について検討してまいりたいと考えております。

また、自給粗飼料の確保についてであります。酪農、畜産経営における自給粗飼料の基盤整備の重要性については、議員と同様の考えであります。

国では、新規の草地造成や区画整理など、大型のハード事業を想定した補助事業は設けておりますが、収量を確保するための周期的に行う草地更新事業については対象外となっております。

町では、平成25年から29年まで、震災関連事業として「いわて型牧草地再生対策事業」を導入し、約343ヘクタールの草地更新の支援を行い、さらには令和5年度から6年度までは物価高騰対策の一環として、約61ヘクタールの草地更新事業に対し、約1,600万円の

補助を行ったところであります。

しかしながら、さきに実施した「いわて型牧草地再生対策事業」から7年以上が経過をしており、近年の高温と降雨不足等の影響も受け、牧草の収量が減少する事象が多数発生していることから、町全体での自給粗飼料確保の対策が必要な時期に来ているものと、このようにも認識をしているところであります。

このため、現在集中的な草地更新を行うための支援方法などについて調査検討を行っているところでありますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、生乳の確保、増産対策についてであります。岩泉ホールディングスで使用する原乳は、町内産のほか、下閉伊コールドセンターに集荷される管内の原乳で十分な量を確保しております。

生乳増産のための牛舎、設備等生産基盤の整備状況であります。過去10年間におきまして、パイプライン、ミルカー、自動給餌機の導入など、作業負担を軽減し、乳量の確保を行う事業や、巻き上げカーテン、換気扇など牛舎環境を改善し、牛のストレス軽減により乳質を改善する事業などについて支援をしてきたところであります。

今後におきましても、個々の経営に沿った課題について検討を進めながら、必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

また、生乳の生産量の確保につきましては、町有牛の貸付制度などを活用しながら、牛群の改良について引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

大牛内育成牧場の大規模改修、整備の見通しについてであります。当該牧場は育成牛を受け入れることで生産者の負担を軽減し、増頭対策に資する施設として運営をされており、町内酪農家に対する支援策の柱となっております。

当該牧場は、昭和51年度の完成から48年が経過をし、これまで修繕等を繰り返しながら維持してまいりましたが、経年劣化による老朽化が激しく、また近年の乳用牛の大型化や雌雄牛の判別精液の活用が増えたことによる雌牛の頭数増加などによって、当時計画された預託頭数を収容できない状況にあります。

このような状況から、今後におきましては生産者の皆様との意見交換を行うとともに、県内の施設整備状況も参考にしながら、財源の確保、整備の手法、事業実施主体や管理運営主体をどうするのかなどの中長期的な視点で、様々な観点から調査研究を行ってま

いりたいと考えております。

最後に、家畜ふん尿処理対策についてであります。10頭以上を飼養する畜産農家には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の規定により、家畜排せつ物の処理や保管の適正化と利用促進が義務づけられております。

法律の施行時には、本町でも家畜排せつ物を堆肥舎で自己管理する生産者に対し、補助制度を設けて整備費の支援を実施し、それ以外の生産者の排せつ総量を基に、現在の堆肥センターを整備したところであります。

ご質問のありました家畜排せつ物の処理でお困りの農家戸数につきましては、農家訪問等での聞き取りにより、増頭や堆肥舎整備後の状況変化を要因とする2戸の農家から相談を受けております。

今後におきましても、把握している農家について、県農業改良普及センター、JA、町から成る支援チームで、農地還元等の堆肥の有効な活用方法や管理方法などについて、農家を交え対策を協議し、新たな堆肥舎の整備が必要な場合にあっては、補助制度の導入等を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） それでは、再質問をさせていただきます。前向きなご答弁と受け止めたところでございますけれども、再質問させていただきます。

11月末に産業常任委員会で原課との意見交換をしました。そして、課題、懸案事項等について協議と申しましょうか、話合いをしましたけれども、そうした中でこの課題、懸案が特に大きいようなものについて、今回は酪農、畜産業に絞って質問に取り上げたところでございます。折しも来年酪農は130年というふうなこともありましたので、これ1つに絞って取り上げました。

それで、個々具体的にいきますが、時間があれですから、まず飛びまして、個別の問題にちょっと確認させていただきます。

畜産生産に係る資材高騰でありますけれども、先ほど総務課長が国の経済対策についてはる情報と申しましょうか、内容が来ているというふうなことでありました。答弁でも、この畜産についても国の対策を見てというふうなことでご答弁ありましたけれど

も、これについては答弁書を出してから時間もたっていますので、今どういう状況か、もしありましたらお答えください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 資材高騰の対策についてでございますけれども、先ほど総務課長がご答弁申し上げましたとおり、今国の補正予算のほうでご審議していただいているものです。総務課のほうからの情報を我々もいただいております、畜産、酪農に関する資材高騰の対策につきましては、個々の補助メニューとしての計上はないわけなのですが、重点支援地方交付金の中に追加されて、各市町村で制度設計をしながら対策を組んでいくような形として情報としては捉えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 具体的にはこれからということかもしれませんが、県も知事が畜産についても喫緊の課題に補正予算で年内にこれを組むというふうなことも県としても報道等がされておりますけれども、それについてはどのようなお考えというか、ご感想でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 県の方策につきましては、県のほうでも、宮古農林振興センター等に問合せをして、いろいろ情報を得ているわけですが、まだ具体的な内容については県のほうからも聞いてございません。また、町のほうにおきましても、制度設計についてはいずれ今後の設計等々、実情に合わせた形での内容としてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 資材高騰対策に関わって、要はやっぱり自前で自給粗飼料の確保、これをいかにしていくかだろうと思います。農家の経営形態はそれぞれ違うかと思いますが、基盤でまだ草地が足りないという方もいるかと思いますが、あるいは更新で確保して、草地更新等で対応できるとか、あるいはもう何も、機械もトラクターもなくて、やっぱり購入してやらなければならないという農家、それぞれるるあるかと思えます。この状況を見ながら、この粗飼料対策をやっていくことが大事かなと思いますが、担当課長に伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畜産も酪農もですが、粗飼料基盤が、やはり一番牛に食べさせる飼料でございますので、重要なものであると考えてございます。その粗飼料についても、自らが生産して採草して作れるのが一番いい部分ではあると思います。採草の草地基盤についても、もし大規模にまた草地を開発したいというお話はなかなか出てこないわけなのですけれども、その現状ある草地をやはり5年に1度の更新、それによって収量が30%以上アップするというデータもありますので、そういった部分を農家の皆さんが望んでおられるものとアンケート調査等々でも出ておりますので、町といたしましてもそういった部分への支援ができるかどうかというところを今後の課題にしていきたいなというふうに考えてございます。

また、やはり自ら採草して自給粗飼料を作れない農家さん等々、小さい規模であればおられるわけですが、そういった方たちにもやはり経営を続けていただきたいという考えもございますので、それにつきましては岩泉農業振興公社がロール販売等を行いながら、そういった方たちへの提供を続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番議員、ちょっとお待ちください。

先ほど申し上げましたとおり、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時から一般質問を再開しますので、よろしくお願いします。

休憩（午前11時59分）

再開（午後 1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番、畠山和英さんの再質問から再開いたします。

4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 午前中に引き続きまして再質問を行います。仕切り直しの質問となります。

前向きな詳しいご答弁をいっぱいいただいておりますので、あまり触れません。2つ

だけ最後に質問させていただきます。

生乳の増産確保対策なのですが、これは確かに今の状況を確認させていただきますけれども、コールドセンターでなくてホールディングスで加工処理している……。間違えました。それは次……。今の町内の生産量は、日量どのぐらい、あるいは全体でもいいですが、どのぐらいになっておりますでしょうか。私調べたのがありますので、ここいきますけれども、大体日量9.2トンなのです。あそこのミルクプラントは10トンの計画で始まりましたが、それで今乳業は16トンの日量、今使っているというふうに伺っております。それで、今後これから、今乳業も会社の業績もいいわけではありますが、今16トン前後、それでこれは今後使う工場の施設の設備のキャパというか、加工の原料、容量はあると思うのですが、今後どういう推移で生産しようとしているのか、もしお分かりでしたらお答えしていただければと思います、どなたかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホールディングスのヨーグルト等を生産しているわけですが、現状では今回転数を目いっぱい上げて、従業員もやっているような格好ですので、現状を維持するような形になるかと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） それで、6次産業化の一つで始まったということでもありますけれども、そうはいつでも生産が増産になっていれば、こういう状況もあるわけですので、それはどうのこうの言いませんが、とはいってもやっぱり増産、酪農家の増産というか、維持とか、それはやっぱり頑張っ確保してもらえればなということでもあります。若い人も頑張っています。

それで、この増産に向けて1つだけ、いろいろ今までもやってきたとご答弁ありました。設備もやってきたと。それで、聞きますと、毎日使うミルカーとか、ちょっと具体的にこれはお答えしていただければと思いますが、バーンクリーナーとか毎日使うものがあるのですけれども、いっぱいあるのですが、それがもう更新というか、古くなってきて、でも今これを更新したらいいか、それとも廃棄したらいいかとか、そういうのがよくあるようなのです。いろんな業界、今そういう状況があるのですけれども、それについてやっぱり今までいろんな県の県単の補助もありますし、大きなものはクラスター

の事業もあるのですけれども、それらも活用しながら、やっぱりそこを何とか生産頑張
ってやりませんかというようなことで持っていければなというようなことを考えるわけ
です。それについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） やはり畜産、酪農につきましては、町の農業粗生産額
にも85%以上占めるという基幹的な産業になってございます。これの維持をすることによ
りまして、やはり町に波及する効果は大きいですし、持続するまちづくりの中でもや
っぱり重要な産業であると私は考えてございます。いずれにいたしましても、増産とい
う言葉がなかなか大きく、私からも言えることはないのですが、ただ現状維持できるよ
うな形で様々な支援はしてまいりたいと考えてございますし、やはり後継者がいて、ま
だ次もあると。それでも機械等の更新、効率化を図ることによって、さらに後継者が新
たにまた出てくる可能性もあるよというような農家さんに対しましては、やはりいろん
な事業を導入しながら、そういった支援は続けてまいりたいと考えておりますし、本当
にはざまにおられる方で悩んでいる農家さんにつきましても、いろんなお話を聞きなが
ら、どのような、個別の案件になってくるかと思いますが、そういう方たちにもいずれ
維持していただけるような町の窓口の広げ方で、在り方でありたいなと思ってござい
ますので、お話を聞きながら真摯に対応してまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4 番、どうぞ。

○4 番（畠山和英君） 今課長からちらっと触れたところもありますけれども、畜産、酪
農の農業粗生産に占める割合、農林業センサス、一番新しいのが令和2年なのですけれ
ども、26億なのです。そのうちの今お答えになった畜産、酪農が85%を占めていまして、
まだ21億、22億、今はちょっと減っているかもしれませんが、そのうち生乳も牛の中で
4分の1なのです。これが6億円とか、その生産者とか生産量も減っていますけれども、
地域の生産している中で、経済にやっぱり貢献しているわけです。ほかの産業を見まし
ても、やっぱりこのぐらいいっているものはない、なかなか岩泉町にとって。そして、
畑作とか耕種部門は大体15%でありますので、ワサビももう1億円切っています中で、
それでもやっぱりまだ今この低迷ずっとしていますし、生産者とか生産量が減ってはい
ますけれども、やっぱりこれは基幹産業ですよ。というふうなことで、まだ若い人も頑

張っている人がいる。さっき課長答えました、若い人が頑張っている人もいますし、そしてやっぱり高齢者の方の人もいますけれども、やっぱりこれを何とか維持しながら、維持といいましょうか、生産振興を図りながら、奨励しながら、やっぱりやる、頑張る、頑張っている人、やろうとしている人に対しては、それは手を差し伸べながら、相談しながら、やっぱり酪農、畜産の町として、こんなに地域の経済にも貢献しているのだということも含めながらやればいいのかと思って、改めて私も感じたところなわけです。

でありますので、その関連産業、酪農産業である乳業とか、今ホールディングスでありますけれども、そこだって40人ぐらいの部門で、乳業の部門の中での雇用もありますし、年間、年によって違いますので、18億円の売上げもあるわけです。これをやっぱりそういうことを見ながら、これを振興を図っていかなければならないのではないかなと思います。でありますので、今回、来年130年です。このぐらい続いている産業はないです。そして、140年、150年と続けていければな。ただ、それは厳しいのはあるとは思いますが、地域の酪農の郷、酪農の町として、あるいは畜産の町として、これに振興策を図って行って、ほかにこれに代わるものがどんどん出ればいいですけども、これもやりながら次の地域の生産、経済、あるいは町民の働く場所も確保していかなければならないのではないかなと思って、そう思って今回取り上げました。

そういうことで、今のことを含めて、担当課長ですけども、町長は後にしまして、酪農を含めた畜産業の振興策についてどのように今後、今お話ししました先に向けてどう取り組んでいくか、その決意と申しましょうか、それも含めて、やっぱりこれは振興を図っていかなければならないのかなと思っておりますので、いかがでしょうか。伺います。お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員おっしゃるとおり、130年という長きにわたり営まれている産業というのはなかなかない部門だと私も思っております。今酪農については、やはり後継者がなかなかなくて、どんどん農家数は減ってはおりますけれども、生産量だったり、飼っている頭数というのはがくんと下がっているわけではなくて、ちょこちょこちょこつとという下がり具合で、岩泉町の産業であるという、一つの代表的な産業であるという皆さんのやはり熱い気持ちで維持しているというふうに考えてござ

いますし、岩泉ホールディングスという会社ができたことによって、自分たちの生産している生乳、それが製品になって全国に発信されている。ましてや最近メディアにも取り上げられているという、そういったやはり自負というのも農家の皆さんにはあるのかなというふうに思っています。

いろんな振興策はあるわけですが、トータルして農家さんの声を聞きながら、やはりＪＡ、あとは関係機関、そういったものと一体になりながら生産の振興には努めてまいりたいと思っています。今酪農を預かる課の課長として精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） ４番、どうぞ。

○４番（畠山和英君） あと、ふん尿処理対策とか大牛内育成牧場等々、これ詳しくご答弁いただいておりますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで４番、畠山和英さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 １時１３分）

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 1 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 1 2 月 1 0 日 午後 3 時 4 5 分				
	閉 会	令 和 6 年 1 2 月 1 0 日 午後 3 時 5 6 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火曜日) 午後 3 時 4 5 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 7 号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 0 議案第10号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 1 議案第11号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

閉 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時45分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、畠山昌典さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 畠山昌典君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（畠山昌典君） 令和6年12月10日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、畠山昌典。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条

例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第8号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 条例補正予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった11件の議案は条例補正予算審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までの11件に対する討論を一括して行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時56分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

合 砂 丈 司

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

八 重 樫 龍 介
